

第4次福岡県 中小企業振興基本計画

2025年度→2027年度
令和7年度 令和9年度

目 次

第1	はじめに.....	1
1	計画策定の趣旨.....	1
2	計画期間	1
第2	中小企業の動向.....	2
1	福岡県経済の動向.....	2
2	中小企業を取り巻く環境.....	6
3	県内中小企業の動向.....	9
第3	施策を効果的に推進するための取組	17
1	地域における支援体制について	17
2	中小企業者の受注機会の確保について	17
第4	推進する施策.....	18
1	4つの柱の基本的考え方と方向性	19
2	重視する視点・目指す姿.....	20
3	SDGs との関係.....	22
4	推進する施策の体系.....	23
5	推進する施策と主な取組.....	24
1.	中小企業の創業の促進を図るための施策	24
(1)	創業希望者の確保及び育成	24
(2)	創業者による事業計画策定の促進	25
(3)	創業に必要な資金の円滑な供給	25
(4)	その他創業の促進を図るために必要な施策	26
	【推進にあたっての指標】	27
2.	中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策.....	28
(1)	経営基盤強化に係る計画策定の促進	28
(2)	事業活動を担う人材の確保	28
(3)	事業活動を担う人材の育成	31
(4)	事業活動に必要な資金の円滑な供給	33
(5)	情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進.....	34
(6)	事業承継の円滑化の促進	36
(7)	生産性の向上の促進.....	36
(8)	適正な価格転嫁の円滑化の推進	38
(9)	その他経営基盤の強化の促進を図るために必要な施策.....	38
	【推進にあたっての指標】	40
3.	中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策.....	41
(1)	新たな事業展開に係る計画策定の促進	41
(2)	新たな事業活動を担う人材の確保及び育成	41

（３）技術の高度化の促進.....	43
（４）新たな商品及び役務の開発の促進	45
（５）アジアをはじめとする海外展開の促進	46
（６）成長産業への参入促進.....	47
（７）その他新たな事業展開の促進を図るために必要な施策.....	49
【推進にあたっての指標】	50
４．小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策	51
（１）事業の持続的な発展に係る計画策定の促進	51
（２）生産性の向上の促進.....	51
（３）事業活動に必要な資金の円滑な供給	53
（４）その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策	53
【推進にあたっての指標】	54
第５ 計画の実効性の確保.....	55
【参考資料】福岡県中小企業振興条例	56

中小企業・小規模企業の定義

本計画において、「中小企業」及び「小規模企業」とは、
中小企業基本法第２条第１項及び第５項の規定に従い下記の範囲とします。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種（②～④を除く）	３億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	１億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※下記業種については、中小企業関連立法における政令に基づき、
以下のとおり定められています。

【中小企業者】

①製造業のうち

ゴム製品製造業 : 資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 900 人以下

③サービス業のうち

ソフトウェア業 : 資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 300 人以下

情報処理サービス業 : 資本金 3 億円以下又は常時雇用する従業員 300 人以下

旅館業 : 資本金 5 千万円以下又は常時雇用する従業員 200 人以下

【小規模企業者】

③サービス業のうち

宿泊業・娯楽業 : 常時雇用する従業員 20 人以下

第1 はじめに

1 計画策定の趣旨

福岡県の中小企業は、多様な分野で特色ある事業活動を行い、県民に多くの就業機会を提供するなど、本県経済において重要な役割を果たしています。また、小規模企業は地域に根差し、地域のニーズに対応した商品やサービスの提供等を通じ、地域社会の担い手となっています。

本県では、平成27年に制定した福岡県中小企業振興条例に基づき、福岡県中小企業振興基本計画を策定し、中小企業の振興を計画的かつ総合的に推進してまいりました。

この間、計画に基づき、県内4地域における地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業1社1社の成長段階に応じ、中小企業支援団体、金融機関、市町村などの関係機関と緊密に連携し、県内中小企業の成長発展に向けて支援を行ってきました。

その結果、経営革新計画¹策定企業のうち売上または経常利益が向上した企業数が1,407社（平成28年度から令和5年度までの8年累計）までに増加するなど、着実に成果が上がってきています。

他方で、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足や技術革新に伴うデジタル化の進展、グローバル化の進展に伴う競争の激化、環境や人権といったSDGs等企業の社会的責任に対する機運の高まり、原材料等の価格高騰、社会的な賃上げへの対応等、県内中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中小企業が直面する諸課題や中小企業を取り巻く環境の変化と、これまでの取組の成果を踏まえ、本県経済の発展と活力の原動力である県内中小企業の更なる成長発展を図るため、「第4次福岡県中小企業振興基本計画」を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、令和7年4月から令和10年3月までの3年間とします。

¹ 中小企業が「新事業活動」に取り組み、経営目標を設定し、その「経営の相当程度の向上」を図るために策定する計画。

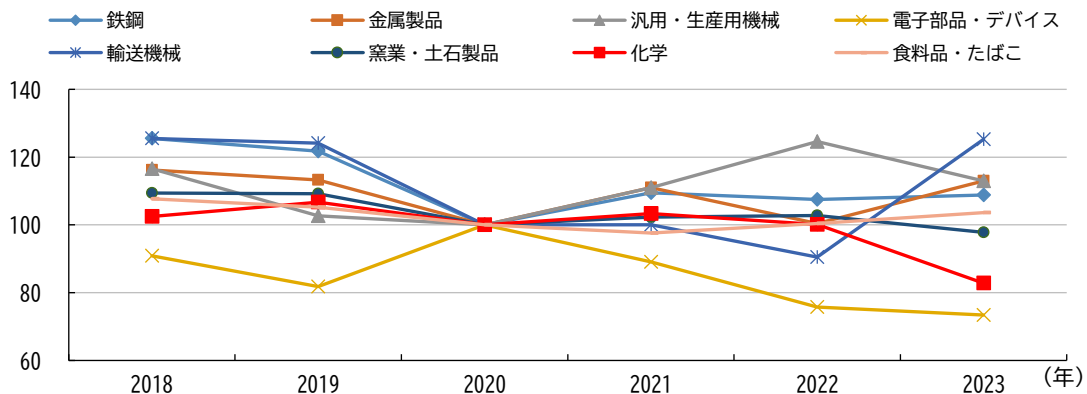
第2 中小企業の動向

I 福岡県経済の動向

(1) 生産

2023 年における鉱工業生産指数は、主要8業種のうち、半導体を始めとした部品供給不足が解消したこと等により「輸送機械」が大きく上昇し、「金属製品」など3業種においても前年を上回りました。

【図表1】 鉱工業生産指数の推移（福岡県）

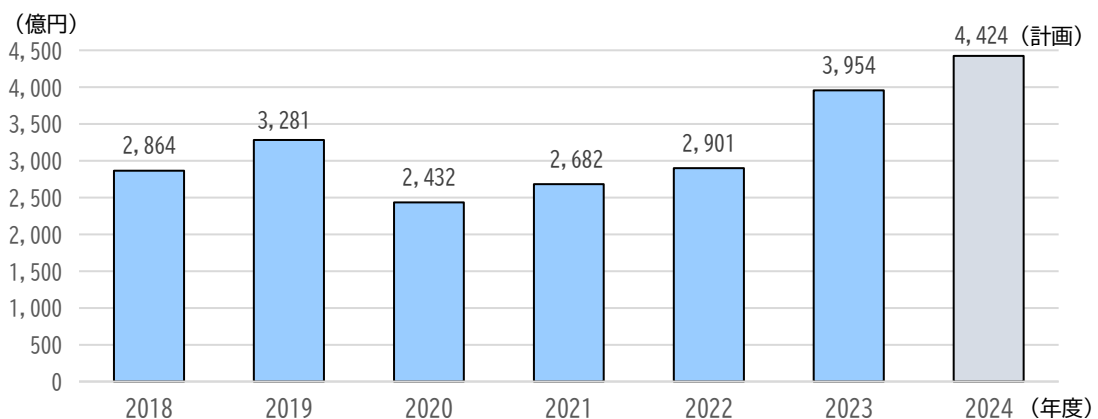


注：2020 年を 100 とする。（令和 6 年 1 月より 2020 年基準に改定。2018、2019 年は 2015 年基準のもの）
出所：福岡県調査統計課「福岡県鉱工業指数」より作成

(2) 設備投資

2023 年度は半導体向け技術開発投資等により製造業が最大の増加となり、2024 年度も前年からの高い水準が持続し、4 年連続増加となる見込みです。

【図表2】 設備投資額の推移（福岡県）



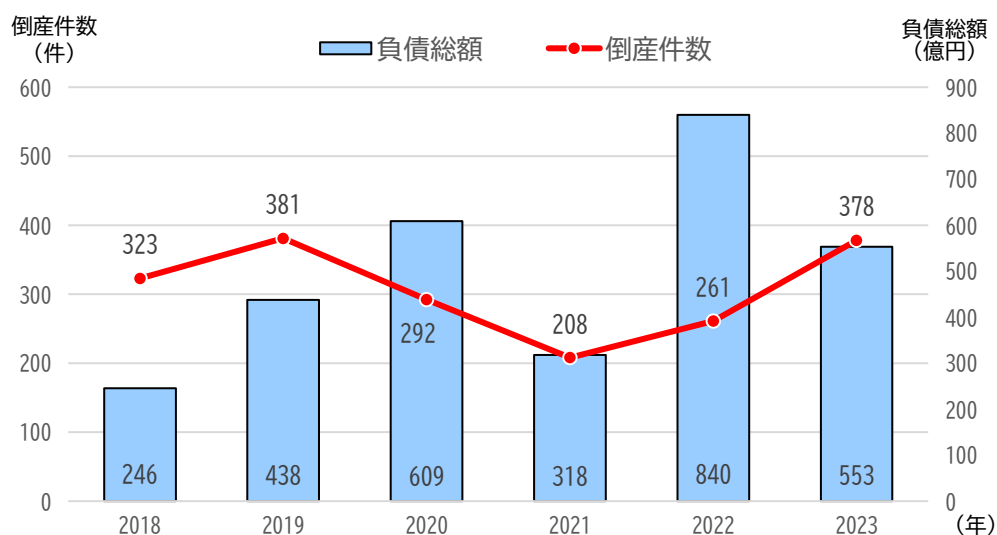
注：2024 年度については計画の数値を記載

出所：(株) 日本政策投資銀行「九州地域設備投資計画調査」より作成

(3) 倒産、休廃業・解散

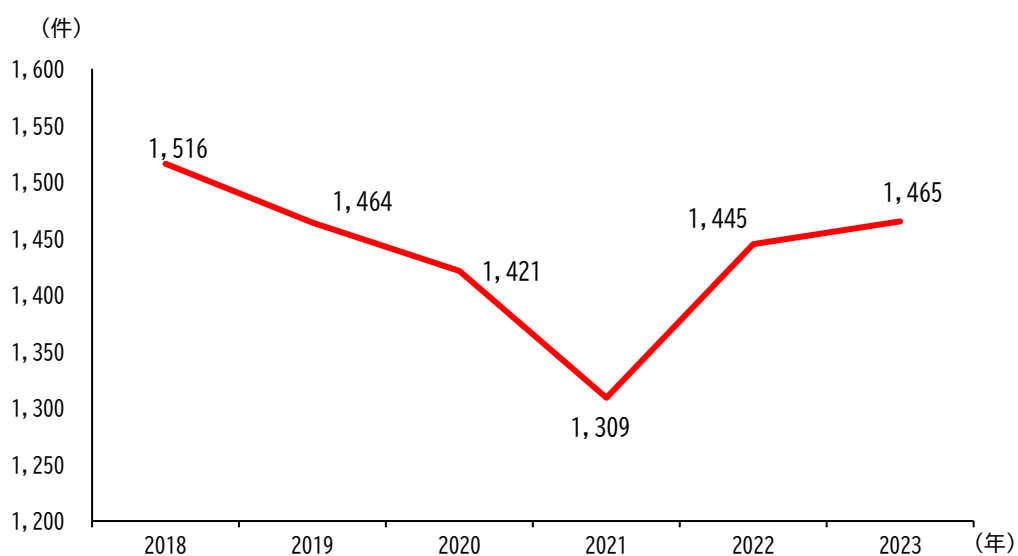
2022 年及び 2023 年の倒産件数、休廃業・解散件数はいずれも前年から増加しました。「ゼロゼロ融資」返済の本格化や原材料価格、人件費の上昇などの影響が考えられます。

【図表 3】企業倒産件数の推移（福岡県）



出所：(株)東京商工リサーチ 「全国企業倒産状況」より作成

【図表 4】休廃業・解散件数の推移（福岡県）

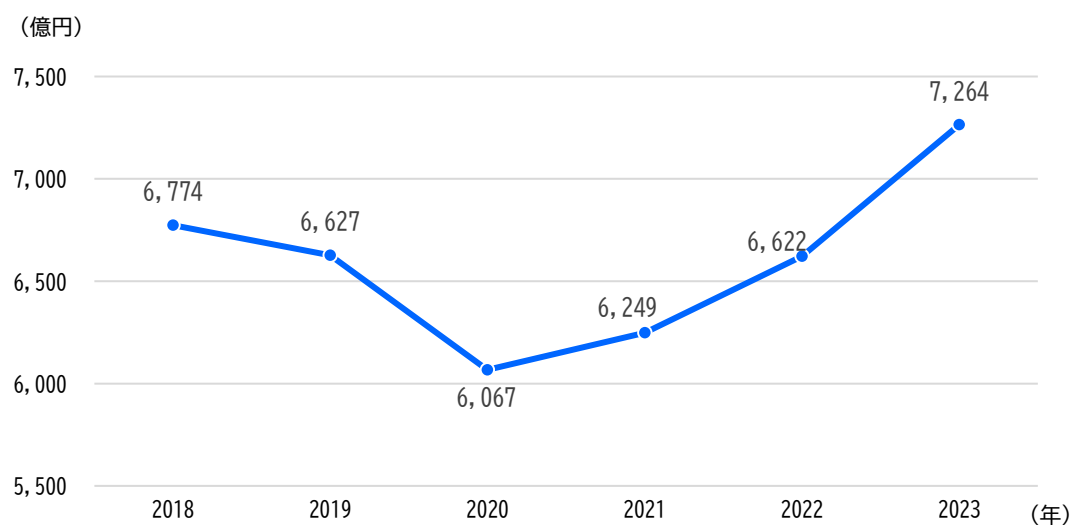


出所：(株)東京商工リサーチ 「九州・沖縄地区『休廃業・解散』動向調査」より作成

(4) 消費

2023 年の百貨店・スーパー販売額は、インバウンド需要や外出機会の増加、物価の上昇等の影響により前年比 9.7% 増となり、過去 10 年間で最大の伸び率となりました。インターネットを利用した支出は、前年比 8.2% 増となり、増加傾向が続いています。

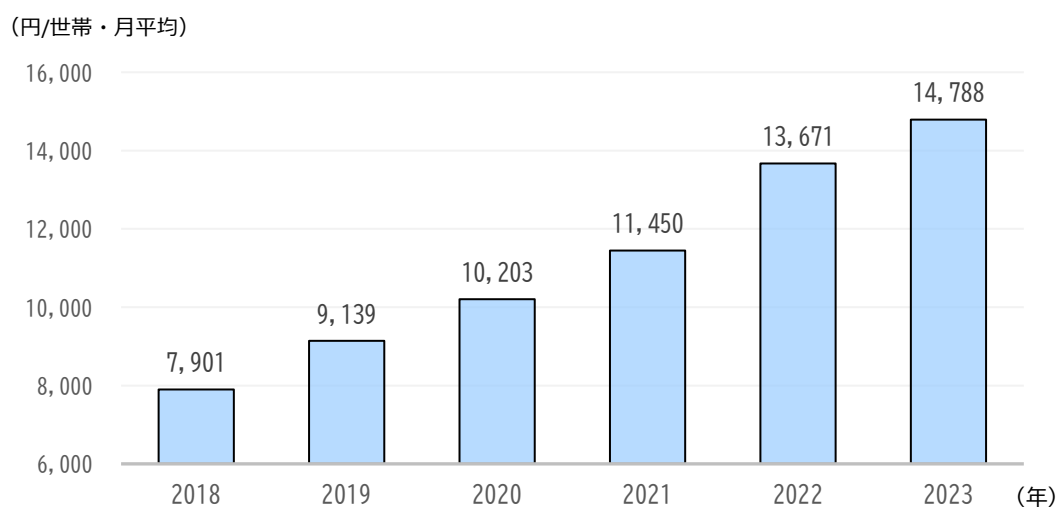
【図表 5】百貨店・スーパー販売額の推移（福岡県）



注：2020 年 3 月に水準の調整が行われており、2020 年 2 月以前の結果と時系列で比較する際は注意が必要。

出所：経済産業省「商業動態統計」より作成

【図表 6】インターネットを利用した支出状況（九州・沖縄）



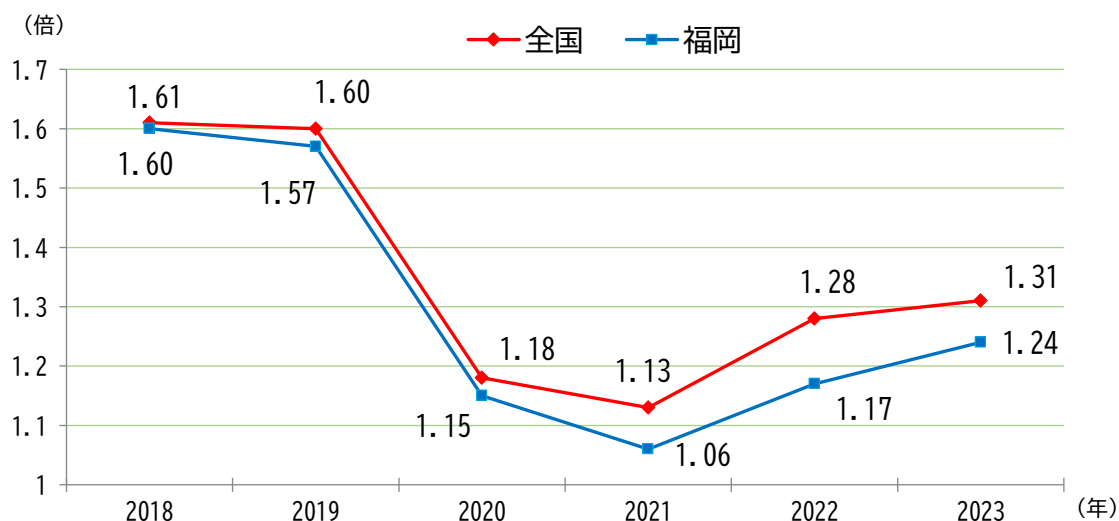
注：1 ヶ月・1 世帯あたり支出額（総世帯）。

出所：総務省「家計消費状況調査」より作成

(5) 雇用

県内における 2023 年の有効求人倍率（平均）は 1.24 倍と、前年の 1.17 倍を 0.07 ポイント上回り、全国も同様に 1.28 倍から 1.31 倍に上昇しています。また、県内の完全失業率は 2.7% となり前年から 0.2% 低下しました。

【図表 7】有効求人倍率の推移（全国・福岡県）

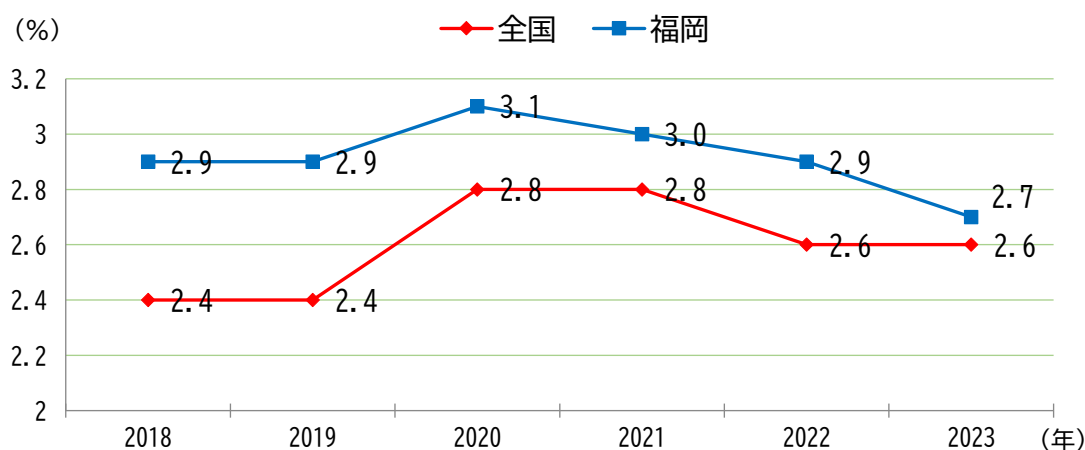


注：数値は季節調整値を使用。

注：2022 年の有効求人倍率は、福岡労働局「雇用失業情勢（令和 5 年 6 月分）」の 8 月時点での年平均数値を適用。

出所：厚生労働省「一般職業紹介状況」、福岡労働局「雇用失業情勢」より作成

【図表 8】完全失業率の推移（全国・福岡県）



注：福岡県の完全失業率は、モデル推計によるもので、全国結果に比べ結果精度が

十分に確保できないとみられることから、結果の利用にあたっては留意する必要がある。

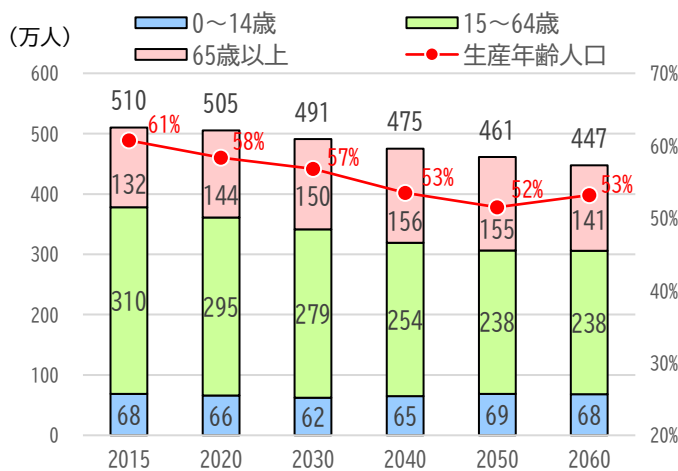
出所：総務省統計局「労働力調査」より作成

2 中小企業を取り巻く環境

(1) 消費市場の縮小

本県の人口は、2019年10月1日時点の推計人口では、調査開始以降、初めて前年比で減少となっており、生産年齢人口（15～64歳）は、2000年をピークに減少に転じています。人口減少と高齢化により消費市場が縮小していくことが見込まれます。

【図表9】年齢区分別人口の推移（福岡県）



左表は2035年に出生率1.80、2045年に出生率2.07が実現した場合の本県人口の推移を推計したもの

（福岡県人口の将来展望より条件引用）

出生率1.80：福岡県「子育て等に関する県民意識調査(2019年3月)」での県民が希望する子ども数に基づく出生率

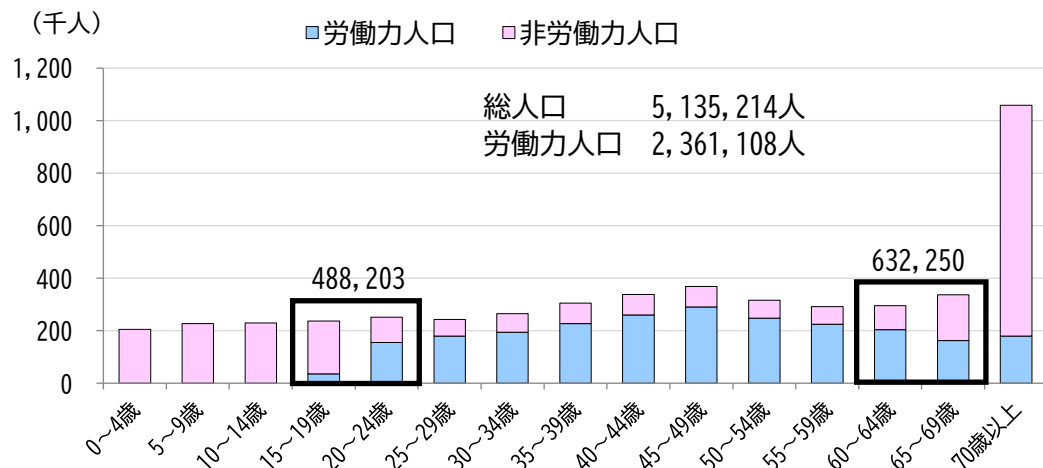
出生率2.07：国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」で示された人口が超長期で均衡する出生率

出所：福岡県総合政策課「第2期福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略」

(2) 労働力市場の需給逼迫

労働力市場からの退出が進むポスト団塊世代（60～69歳）と、新たに参入してくる世代（15～24歳）との間に人口ギャップがあり、今後の労働力不足が懸念されます。

【図表10】年齢階級別人口（福岡県）



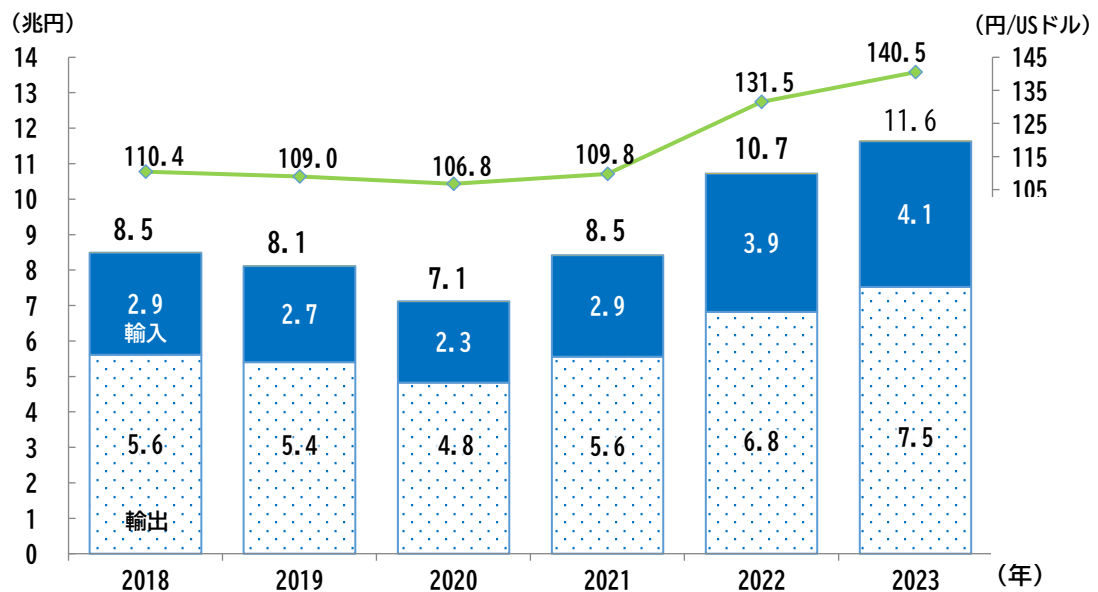
注：労働力人口とは、就業者と完全失業者を合わせたもの

出所：「令和2年（2020年）国勢調査」より作成

(3) 世界との貿易

福岡県の貿易額は、2021 年以降 3 年連続で増加しており、世界的な半導体供給不足の解消や為替レートの円安などが影響し、2023 年は前年比 7.8%増の 11.6 兆円となりました。

【図表 11】貿易額（福岡県）及び為替レート（円／US ドル）の推移



出所：門司税関「九州経済圏各県別の貿易」、IMF「Principal Global Indicators」より作成

【図表 12】輸出入上位 10 品目（福岡県・2023 年）

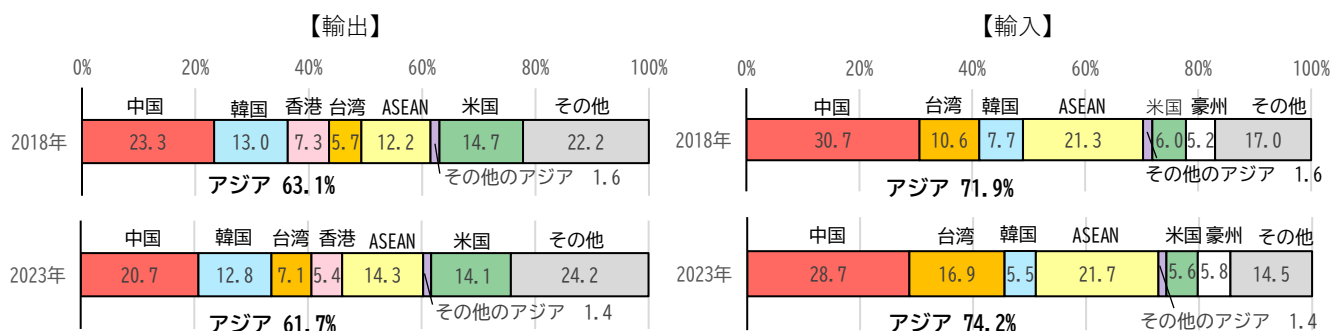
【輸出】				【輸入】			
順位	品目	輸出額	前年比	順位	品目	輸入額	前年比
1	自動車	2,360,621,488	129.4%	1	半導体等電子部品	599,759,072	126.5%
2	半導体等電子部品	1,451,214,521	118.0%	2	石炭	182,875,601	58.9%
3	鉄鋼	397,306,633	97.1%	3	自動車の部分品	174,753,066	139.6%
4	ゴム製品	372,002,659	109.9%	4	無機化合物	159,244,240	91.3%
5	半導体等製造装置	330,189,522	96.3%	5	絶縁電線及び絶縁ケーブル	157,906,088	133.1%
6	その他の化学製品	268,279,479	92.7%	6	天然ガス及び製造ガス	150,080,190	98.8%
7	二輪自動車・原動機付自転車	174,689,422	151.6%	7	魚介類及び同調製品	135,152,532	103.4%
8	プラスチック	164,274,660	88.6%	8	家具	124,191,698	97.4%
9	再輸出品	152,557,921	99.3%	9	金属鉱及びくず	123,877,462	139.4%
10	有機化合物	134,680,365	84.1%	10	鉄鋼	120,495,086	94.0%
総計		7,524,408,981	110.3%	総計		4,107,053,311	105.3%

出所：財務省「貿易統計」、門司税関「九州経済圏各県別の貿易」より作成

(4) アジアとの貿易

2023 年の福岡県最大の貿易相手国は、輸出入ともに中国となっていますが、2018 年と比較すると中国への輸出入の割合はいずれも減少しており、ASEAN や台湾の占める割合が増加しています。

【図表 1 3】貿易におけるアジアの割合の推移（福岡県）



出所：財務省「貿易相手先国上位 10 カ国の推移」、門司税関「九州経済圏各県別の貿易」より作成

(5) 対外投資の動向

2023 年の県内企業の海外進出件数は 6 件で、累計件数は 858 件となりました。うちアジア地域の累計件数は、中国の 223 件をトップに 627 件となっており、全体の 73% を占めています。

【図表 1 4】県内企業の国・地域別海外進出状況の推移（福岡県）

【累計】							
進出先	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
アジア	24	29	18	9	4	5	3
韓国	1	2	2	0	0	0	0
中国	3	7	1	2	2	1	0
台湾	0	2	1	0	0	0	0
香港	1	0	1	0	0	0	0
ベトナム	5	2	3	5	0	1	1
タイ	3	1	4	1	0	1	1
シンガポール	4	5	1	0	1	0	0
マレーシア	1	1	1	0	0	0	0
フィリピン	1	1	1	1	0	0	0
インドネシア	3	5	0	0	1	0	1
インド	2	1	1	0	0	0	0
その他	0	2	2	0	0	2	0
イギリス	1	0	0	0	0	0	0
フランス	0	1	0	0	0	0	0
ドイツ	0	1	0	0	0	0	0
イタリア	0	0	0	0	0	0	0
カナダ	1	0	0	0	0	0	0
アメリカ	3	6	5	2	2	0	2
その他	1	5	4	2	1	1	1
合 計	30	42	27	13	7	6	6

進出国・地域	進出企業数	進出件数
アジア	393	627
韓国	36	45
中国	108	223
台湾	32	49
香港	26	30
ベトナム	35	60
タイ	39	61
シンガポール	36	47
マレーシア	20	25
フィリピン	11	13
インドネシア	23	31
インド	11	23
その他	16	20
イギリス	7	12
フランス	4	6
ドイツ	7	16
イタリア	4	4
カナダ	4	6
アメリカ	50	103
その他	58	84
合 計	527	858

注：本社が福岡県に所在し、100%現地法人または現地企業との共同出資が対象。
 （個人向けサービスを行う支店・店舗、フランチャイズ展開はカウント対象外）
 なお、撤退した企業は除く。2023 年 10 月末時点。

出所：「九州・山口企業の海外進出（九州経済調査協会）」より作成

3 県内中小企業の動向

(1) 県内の企業数、従業員数

本県の中小企業数は13万1千者で、県内企業数の99.8%を占め、そのうち小規模企業数は10万9千者、83.2%を占めています。また、中小企業の従業員数は131万8千人で、県内従業員数の77.3%を占め、そのうち小規模企業の従業員数は37万6千人、22.1%を占めています。

【図表15】企業数及び従業員数（民营、非一次産業）（全国・福岡県）

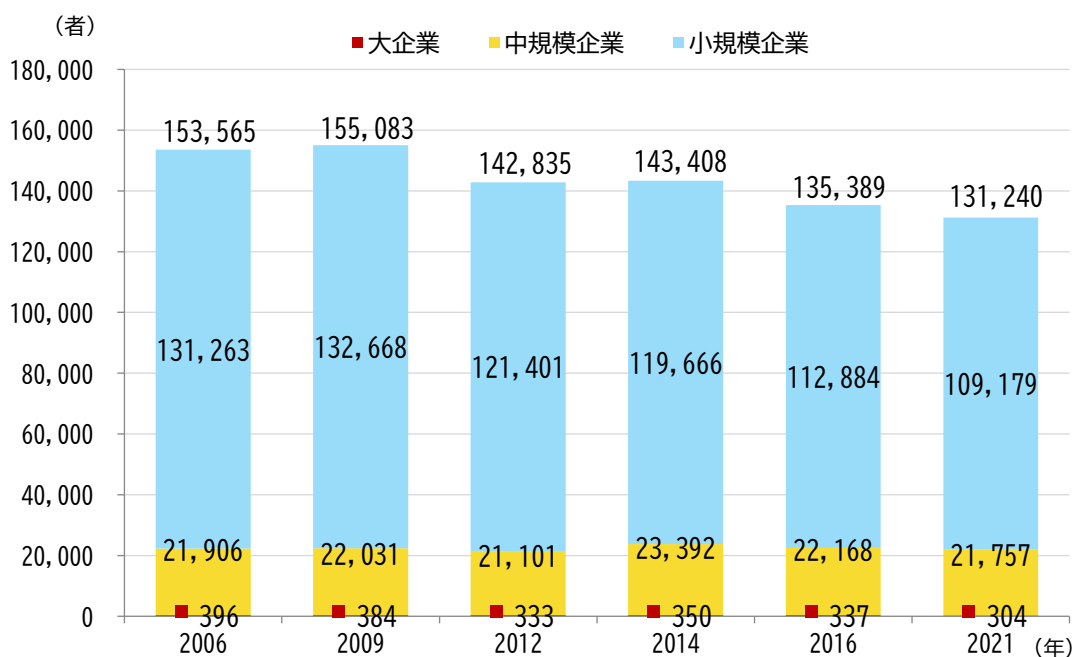
	企業数（2021年）				従業員数（2021年）			
	福岡県		全国		福岡県		全国	
大企業	304	0.2%	10,364	0.3%	386,198	22.7%	14,384,830	30.3%
中小企業	130,936	99.8%	3,364,891	99.7%	1,318,611	77.3%	33,098,442	69.7%
（中規模企業）	21,757	16.6%	511,535	15.2%	942,167	55.2%	23,372,520	49.2%
（小規模企業）	109,179	83.2%	2,853,356	84.5%	376,444	22.1%	9,725,922	20.5%
合 計	131,240	100.0%	3,375,255	100.0%	1,704,809	100.0%	47,483,272	100.0%

注：企業数及び従業員数は、会社企業と個人経営の企業を集計したものであり、

会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。また福岡県分は、県内に本社がある企業を集計したもの。

出所：中小企業庁「中小企業白書 2024 年版」より作成

【図表16】企業数の推移（福岡県）

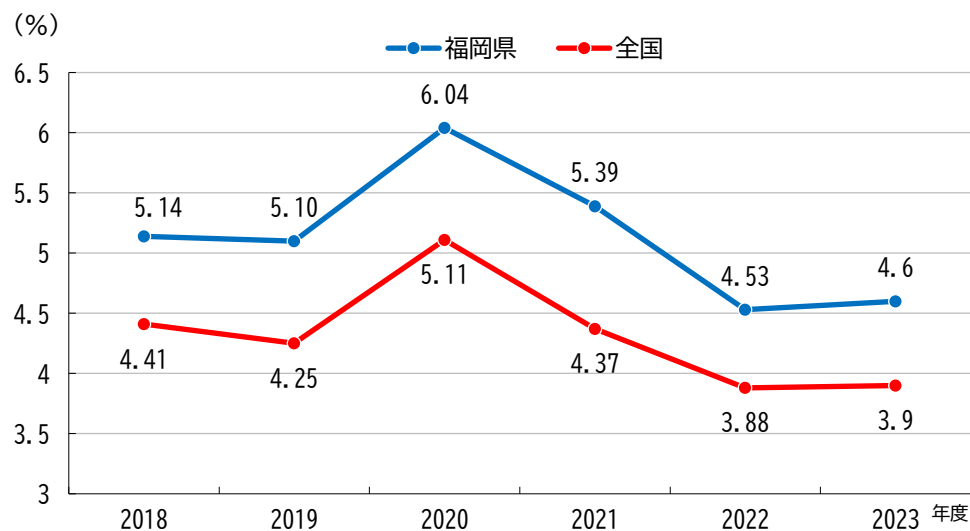


出所：中小企業庁「中小企業白書 2024 年版」より作成

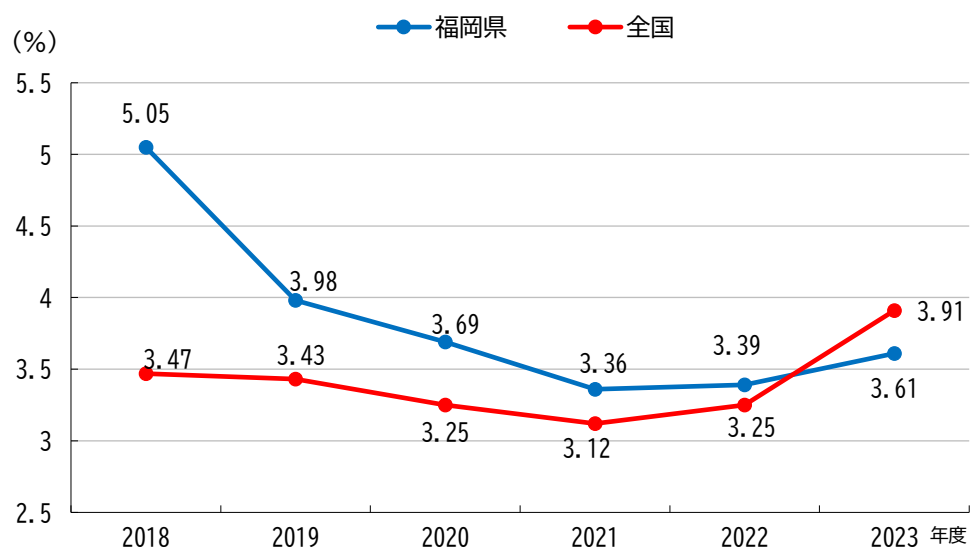
(2) 開廃業率の推移

2023年度の本県の開業率は4.6%となり、前年度から0.07%増加しました。廃業率は3.61%と前年度から0.22%増加しましたが、全国の平均値を下回りました。

【図表17】開業率の推移（全国・福岡県）



【図表18】廃業率の推移（全国・福岡県）



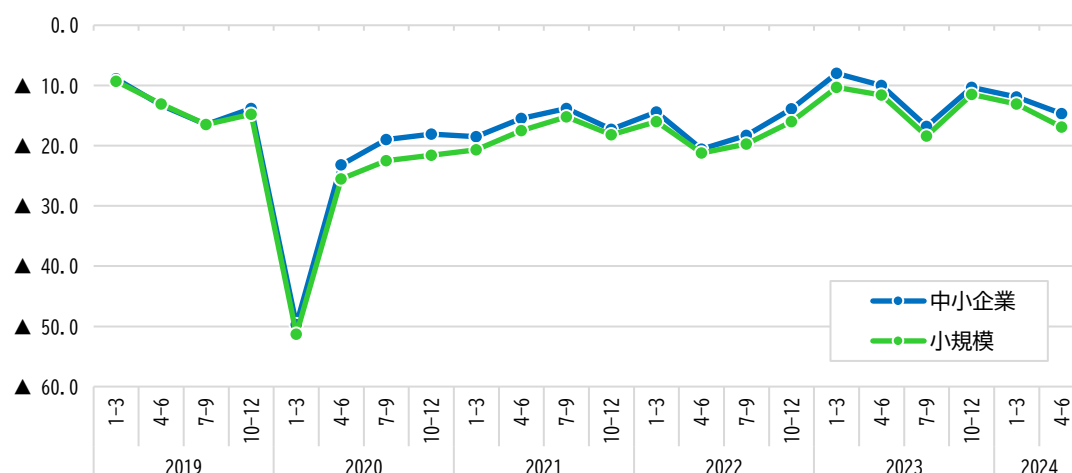
出所：厚生労働省「雇用保険事業月報・年報」より作成

(3) 資金繰りの状況

県内中小企業の資金繰り DI は、2020 年第 1 四半期に新型コロナウイルス感染拡大の影響により大きく下降し、持ち直しの動きがみられた後、2022 年第 3 四半期から 3 四半期連続で上昇しました。県内企業の貸出金残高は、手厚い資金繰り支援により、コロナ禍前の 2019 年 12 月と比較して 2024 年 9 月時点で約 3.5 兆円増加しています。

【図表 19】中小企業資金繰り DI の推移（福岡県）

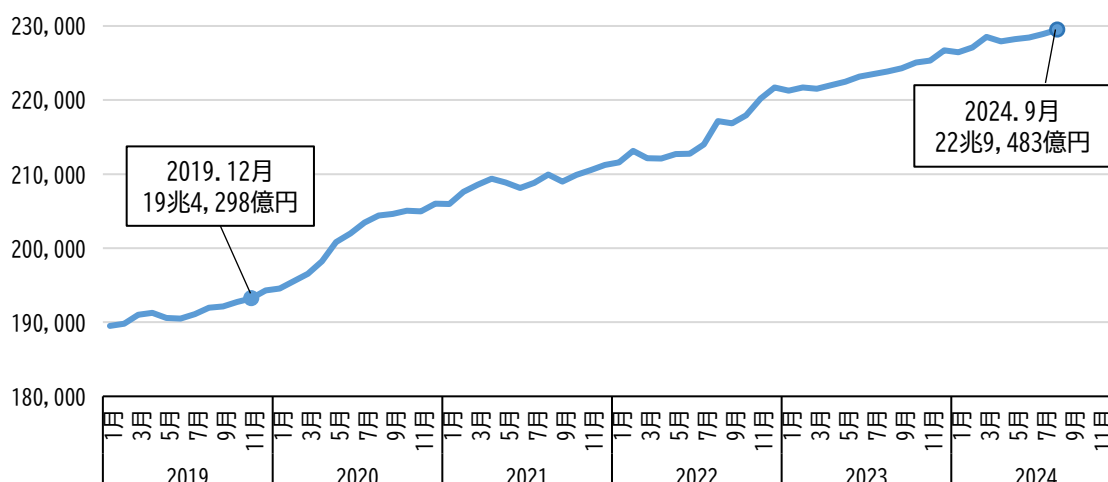
(DI、%ポイント)



出所：独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」より作成

【図表 20】貸出金残高の推移（福岡県）

(億円)

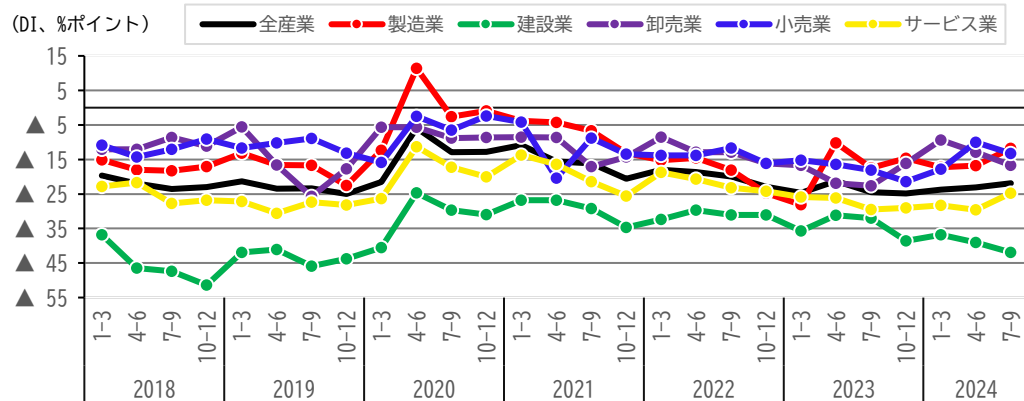


出所：日本銀行福岡支店資料より作成

(4) 人手不足の状況

本県の中小企業における従業員過不足D I（現在の従業員数が「過剰と答えた企業の割合」から「不足と答えた企業の割合」を引いたもの）は、全産業で低下傾向であり、2024 年も依然として人手不足感が強い状況が続いています。

【図表 2 1】 中小企業の業種別従業員過不足D I の推移（福岡県）

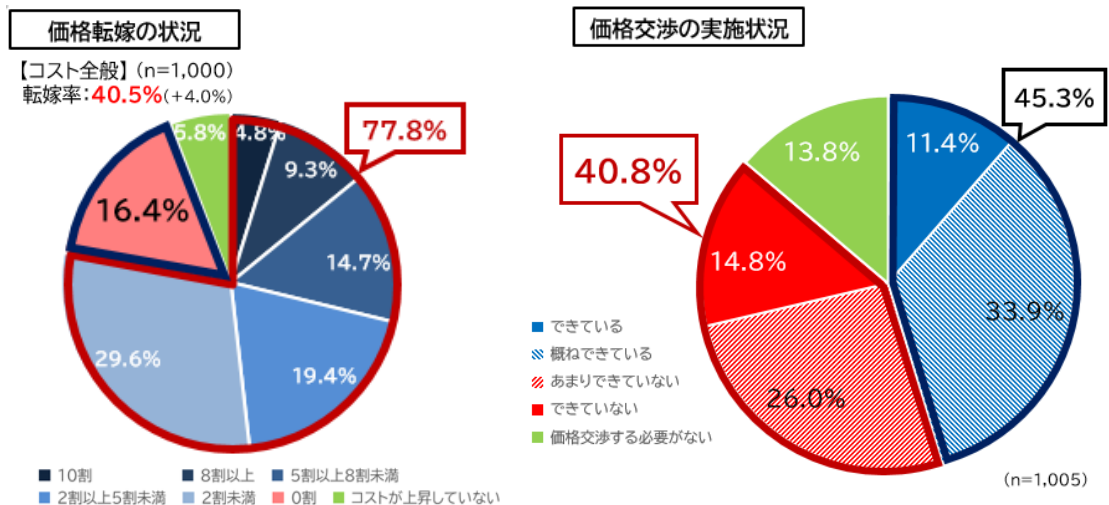


出所：独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」より作成

(5) 価格転嫁の状況

コスト上昇に対する価格転嫁の状況について、コスト全体の価格転嫁率は40.5%となっています。また、価格交渉の実施状況については、40.8%の企業が「十分な価格交渉ができていない」と回答しており、コスト上昇分や賃上げ原資の確保に向け、円滑な価格転嫁の実現が重要となっています。

【図表 2 2】 価格転嫁及び賃上げに係るアンケート調査結果（一部）



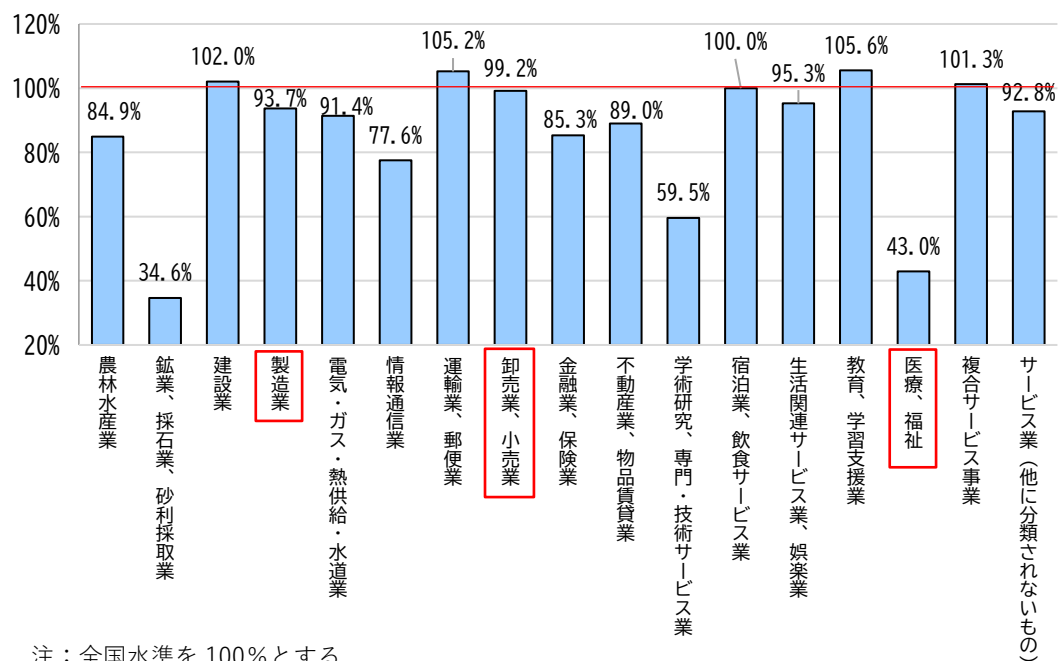
出所：福岡県中小企業振興課「県内企業における価格転嫁及び賃上げに関する調査結果」（令和 6 年 10 月）

※転嫁率のカッコ内は前年度比

(6) 本県産業の労働生産性

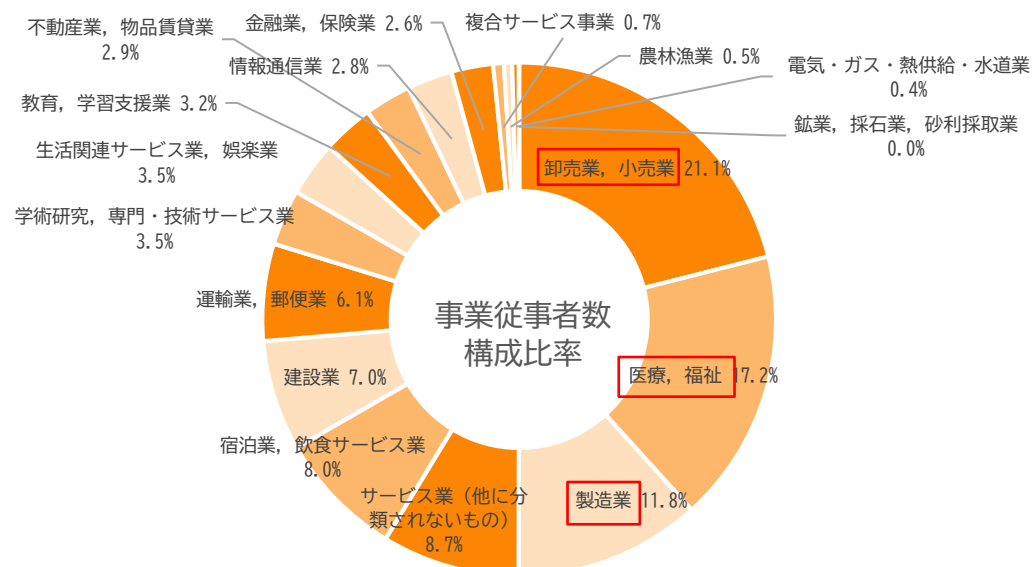
本県の産業別の労働生産性は、2021年時点で「運輸業、郵便業」「教育、学習支援業」など17業種中5業種において全国水準（100%）を上回りました。一方、雇用全体に占める構成割合の高い「卸売業、小売業」「医療・福祉」「製造業」では労働生産性が相対的に低くなっています。

【図表2-3】産業別労働生産性と労働構成比（福岡県）



注：全国水準を100%とする

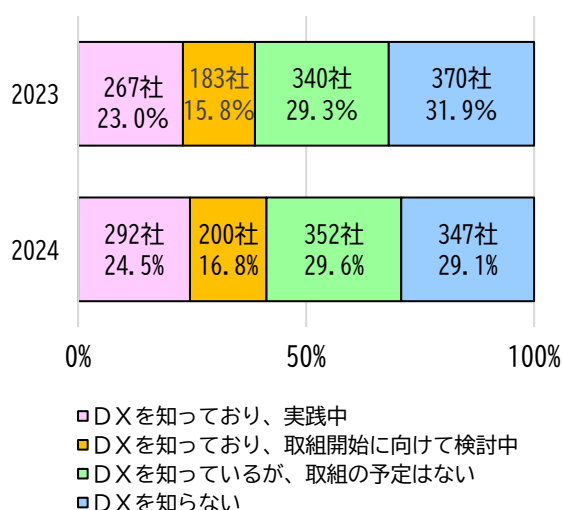
出所：総務省統計局「令和3年経済センサス-活動調査」より作成



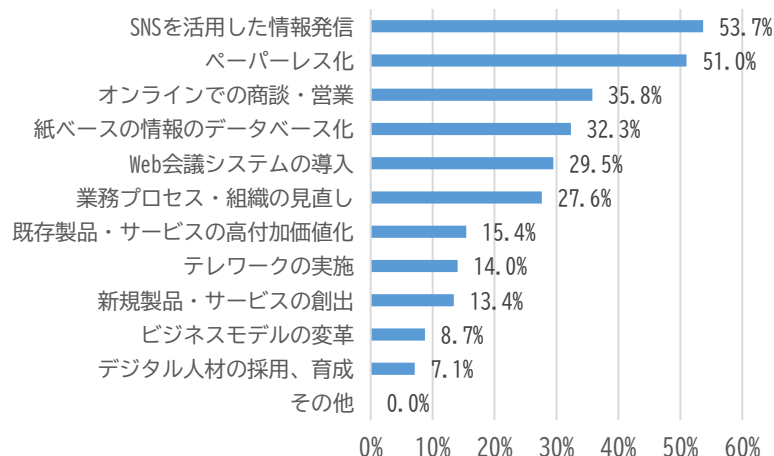
(7) DX（デジタルトランスフォーメーション）の取組

DXの具体的な取組・検討内容については、「SNSを活用した情報発信」や「ペーパーレス化」の回答が特に多く、身近な取組から着手している様子が見られます。また、「DXを実践中」と回答した企業のうち、約7割が「DXの取組が業績にプラスの影響を及ぼした」と回答しています。一方、DXの取組に向けた課題としては、「必要なスキルやノウハウがない」、「対応できる人材がいない」といった、人材面での課題を挙げる企業が多くなっています。

【図表 2 4】DXの取組状況

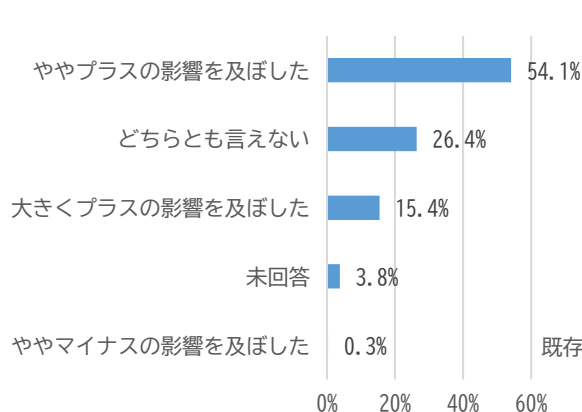


【図表 2 5】DXの具体的な取組・検討内容



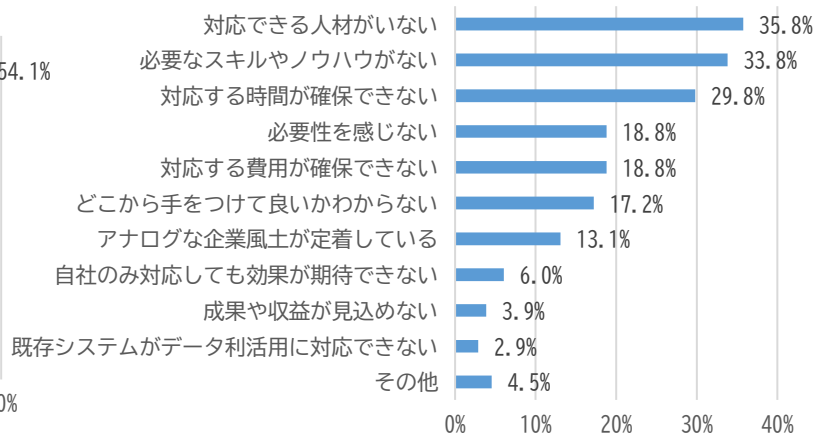
注：DXの取組状況について「実践中・検討中」と回答した492社が対象（複数回答可）。

【図表 2 6】DXの業績への影響



注：取組状況について「実践中」と回答した292社が対象

【図表 2 7】DXの取組に向けた課題



注：1,191社が対象（複数回答可）

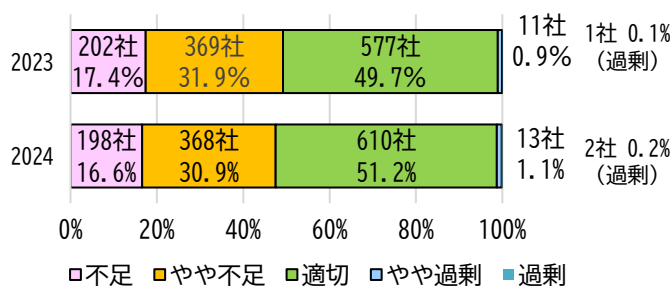
出所：福岡県商工政策課アンケート調査より作成（図表 2 4～2 7）

※調査対象：県内中小企業 1,191 社 実施時期：令和 6 年 7 月～8 月

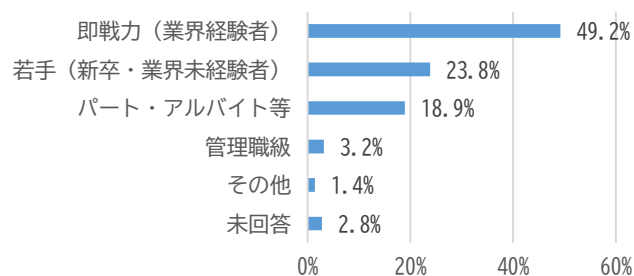
(8) 人材育成の取組

人材の確保状況について、「不足」または「やや不足」と回答した企業が半数近くに達しており、不足している人材としては、「即戦力（業界経験者）」が最も多くなっています。また、人材育成の取組を妨げる要因として、「指導・育成を行う能力のある社員がいない、もしくは不足している」という指導する側の人材が不足している状況です。

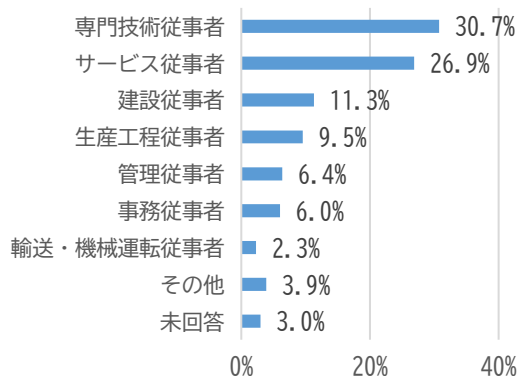
【図表 28】 人材の確保状況



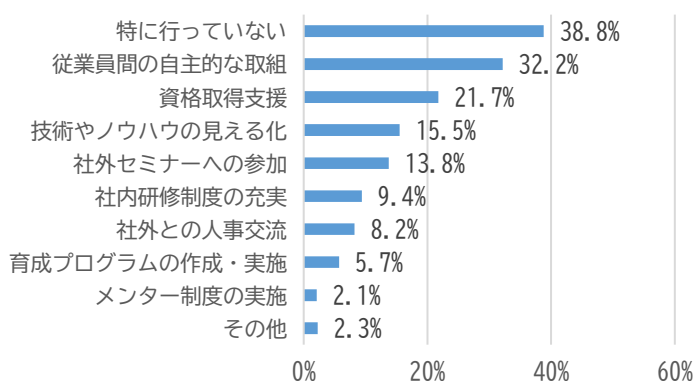
【図表 29】 不足している人材



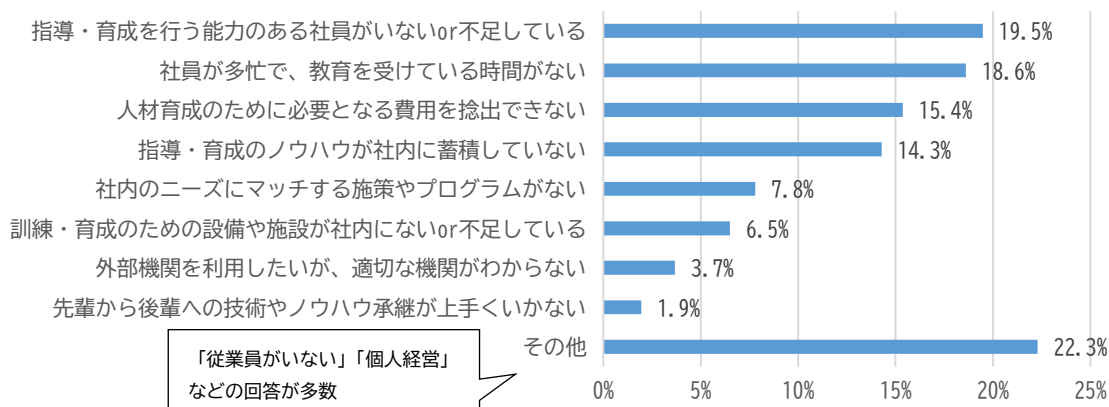
【図表 30】 不足している職種



【図表 31】 人材育成の取組状況



【図表 32】 人材育成の取組を妨げる要因



注：人材育成の取組状況について「特に行っていない」と回答した 462 社を対象（複数回答可）

出所：福岡県商工政策課アンケート調査より作成（図表 28～32）

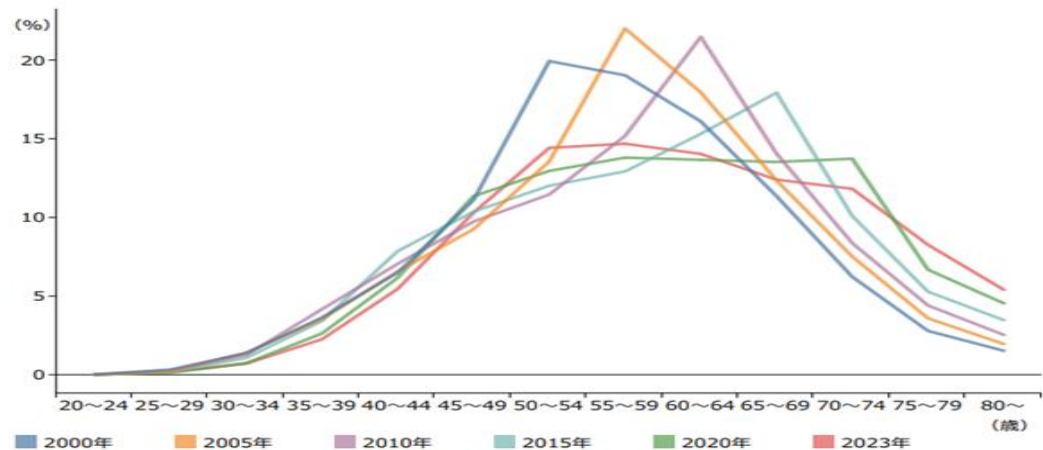
※調査対象：県内中小企業 1,191 社 実施時期：令和 6 年 7 月～8 月

(9) 経営者の高齢化と事業承継

経営者の年齢分布において、最も多い年齢層が、2000年の50～54歳から2015年には65～69歳へと移行し、経営者の高齢化が進んでいましたが、2023年には50～64歳に分散し、経営者年齢が平準化しています。一方で、経営者年齢が70歳以上である企業の割合は2000年以降最高となっており、依然として事業継承が必要な企業は相当数存在していることが考えられます。

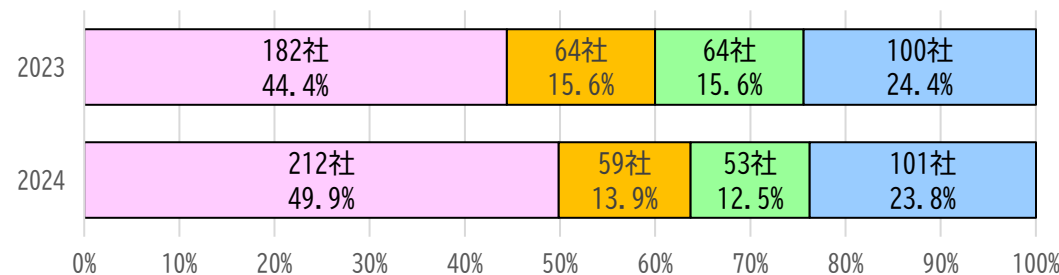
アンケートでは、60歳以上の経営者について、「事業を継続したいが、後継者候補がない」、「自分の代で廃業するので、承継は考えていない」という回答が約36%に上っています。

【図表3-3】中小企業経営者の年齢分布の推移（全国）



出所：中小企業庁「中小企業白書・小規模企業白書 2024年版」
 ※「2020年」については、2020年9月末時点のデータを集計

【図表3-4】60歳以上の経営者の後継者決定状況（福岡県）



- 後継者が決まっております、後継者本人も了解している
- 後継者候補はいるが、まだ本人に伝えていない
- 事業を継続したいが、後継者候補がない
- 自分の代で廃業するので、承継は考えていない

注：経営者の年齢が60歳以上（60歳代、70歳代、80歳代）と回答した457社を対象。
 出所：福岡県商工政策課アンケート調査（令和5年、令和6年）より作成

第3 施策を効果的に推進するための取組

1 地域における支援体制について

県内4地域の地域中小企業支援協議会を、地域における支援体制の拠点として位置付け、中小企業振興事務所を核に関係機関が連携・協力し、地域の力を結集して中小企業を支援することで、計画に示す取組を効果的に推進します。

地域中小企業支援協議会

構成機関：商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、
福岡県中小企業振興センターなど中小企業支援団体、
金融機関、専門家団体、市町村など
事務局：中小企業振興事務所（北九州、福岡、久留米、飯塚）

- (1) 中小企業に対する様々な支援情報を一元化して提供し、広く周知を図ります。
- (2) 商工会議所、商工会の日常的な支援に加え、中小企業の高度・専門的な相談にワンストップで対応します。
- (3) 中小企業1社1社の実態を踏まえ、事業計画の策定や販路開拓等、その着実な実行を支援して、地域中小企業の多様で活力ある成長発展を促します。

2 中小企業者の受注機会の確保について

本県経済を好循環させ、また、持続的発展の軌道に乗せていくためにも、県が行う工事の発注、物品・役務の調達に関して、県内中小企業への優先発注の徹底に努めるとともに、県産原材料や県産消費財の優先活用等を行い、中小企業者の受注機会の確保を図り、中小企業の振興を推進します。

第4 推進する施策

中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中、本県中小企業の多様で活力ある成長発展を図るためには、企業の創業段階から経営基盤の強化、新たな事業展開といった中小企業1社1社の成長段階に応じた的確な支援を行うことが重要です。

また、地域経済を支える小規模企業者の持続的な発展を図るためには、資金や人材等の経営資源の制約を解消する生産性の向上や地域の特性を踏まえた支援を行うことが必要です。そこで、本県では平成27年に県、中小企業支援団体、金融機関、専門家団体、市町村等関係機関からなる地域中小企業支援協議会を県内4地域に設立し、地域の総力を挙げた支援に取り組んでいるところです。

コロナ禍を経て、本県の経済は緩やかな復調の兆しを見せていますが、労働力不足やデジタル化の進展、SDGs（持続可能な開発目標）やESG²経営、ワンヘルス³の実践等、企業の社会的責任に対する機運の高まり、物価高騰や賃上げへの対応等中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、本県では相次ぐ大型誘致案件や金融・資産運用特区の選定を受け、成長産業への参入機会の増加や新たな資金供給が見込まれ、これらの動きを県内中小企業の成長につなげることが重要です。

こうした中、県内中小企業は、デジタル技術の導入・活用による業務効率化の推進や成長に必要な人材の確保と育成、円滑な価格転嫁、脱炭素と経済成長を同時に実現し、持続可能な未来を目指すGX（グリーントランスフォーメーション）⁴の取組、新分野への挑戦による新たなビジネスモデルの構築等、様々な課題を抱えている状況にあります。

これらを踏まえ、本基本計画では、条例に定める4つの柱の基本的施策のもと、今後3年間で推進する施策と主な取組を示し、中小企業に関係する全ての者が連携、協力して計画を推進していきます。さらに、「地域経済を支える中小企業等の持続的な発展」、「成長産業への参入など新たな事業展開への挑戦」、「中小企業・小規模企業者の人材の確保・育成」という3つの重視する視点・目指す姿のもと、各取組を展開していきます。

2 環境(E: Environment)、社会(S: Social)、ガバナンス(G: Governance)の頭文字を合わせた言葉

3 「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え一体的に守っていくという考え方

4 化石燃料中心の経済・産業の構造をクリーンエネルギー中心とした社会に転換していくための活動

Ⅰ 4つの柱の基本的考え方と方向性

Ⅰ. 中小企業の創業の促進

地域経済の活性化を図るためには、新たな需要を掘り起こす活力ある企業が数多く生まれることが重要です。これまで、潜在的な創業希望者の掘り起こし、創業や創業後の安定した経営を実現するための創業計画策定の支援、ビジネスパートナーとのマッチング等を実施しました。

今後は、創業後の成長支援にも注力し、スタートアップ企業の資金調達やアトツギ・サッシンベンチャーの新事業展開等を強力に支援してまいります。

Ⅱ. 中小企業者の経営基盤の強化の促進

中小企業の経営の改善・安定を図るため、これまでは、経営状況やマーケット等の変化を見据えた事業計画策定の支援、人材確保・育成の支援、資金調達、販路開拓の支援、円滑な事業承継の支援等を実施しました。

今後は、これまでの取組を切れ目なく着実に推進していくとともに、中小企業が持続的に賃上げや生産性・付加価値の向上を図ることができるよう、官民労あがて適正な価格転嫁の円滑化を進めていきます。

Ⅲ. 中小企業者の新たな事業展開の促進

中小企業の成長発展に向けた新たな挑戦を支援するため、これまでは、事業計画策定の支援、事業展開を支える人材の確保・育成の支援、中小企業単独では困難な技術開発や研究等の支援、成長が見込まれる分野への参入促進、海外進出や海外販路の開拓の支援等を実施しました。

こうした取組に加え、ワンヘルスの実践につながる、脱炭素をはじめとした持続可能な社会の実現に向けた新たな産業・市場への新規参入や、独自の技術・アイデアを駆使し革新的な製品・サービスを生み出そうとする挑戦を全力で支援してまいります。

Ⅳ. 小規模企業者の事業の持続的な発展

限られた経営資源で事業を継続・発展させるため、これまでは、環境の変化や自らの強みを踏まえた事業計画策定の支援、生産性向上に係るノウハウの習得支援、ICTを活用した売上拡大の支援等を実施しました。

エネルギー・原材料価格等の高騰により厳しい経営状況が続くなか、引き続き生産性向上に資するDX等による業務効率化や資金調達から地域の特

性を生かした商品・サービスの開発支援まで、付加価値の向上を総合的に支援し、地域に根差して事業活動を行う小規模企業者の活力向上、ひいては地域経済の底上げに繋げていきます。

2 重視する視点・目指す姿

地域経済を支える中小企業等の持続的発展

経営資源に限りのある中小企業が持続的に発展するため、デジタル化による生産性向上や新商品開発・販路開拓、経営改善、資金調達に取り組む企業をきめ細かく支援するとともに、価格転嫁をはじめとした公正な商取引の実現に向けた環境を提供します。

（主な取組）

- ・ 専門家派遣による企業診断、業務プロセスのカイゼン・DX等の生産性向上に向けた伴走支援
- ・ ECサイトやSNS等を積極的に活用した新たな販路開拓支援
- ・ 経営改善・強化に向けた事業計画の重要性の理解促進及び策定支援
- ・ 価格交渉力の向上支援や関係団体との連携による価格転嫁しやすい環境づくり など

成長産業への参入など新たな事業展開への挑戦

アジアとの近接性や多様な産業の集積等、本県産業の特徴を活かし、海外展開や高付加価値製品の開発、「グリーン」をキーワードとした新たな成長産業・市場への参入等、中小企業の挑戦を全力で支援します。

（主な取組）

- ・ 海外ビジネスセミナーや相談会の開催等による海外市場への展開を目指す中小企業のビジネス拡大支援
- ・ デザイン活用や農商工連携等による付加価値の高い新商品開発支援
- ・ 半導体、バイオ、宇宙、ブロックチェーン、水素、電動車等、成長産業への参入促進
- ・ 戦略的な国内外からの誘客・県内周遊促進、観光産業の高付加価値化、リピーター率の向上 など

中小企業・小規模企業者の人材の確保・育成

地域経済を支える中小企業・小規模企業者の持続的な発展のため、技術の承継、新事業展開、新分野参入等を担う人材の確保・育成を支援します。

(主な取組)

- ・ バイオや宇宙、半導体、デジタル、IT、水素、電動車等、成長産業の技術動向を踏まえた、次代を担う産業人材の育成
- ・ 高等技術専門校におけるデジタル、次世代自動車等、産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成
- ・ プロフェッショナル人材戦略拠点による専門人材確保支援
- ・ 事業承継支援ネットワークにおける事業承継計画作成支援 など

3 S D G s との関係

S D G s (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成27年9月の国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を目指す、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標です。

政府は「S D G s 実施指針」(平成28年12月S D G s 推進本部決定)において、日本全国にS D G s を浸透させるために、地方自治体の積極的な取組を期待するとしています。

本県は、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指した様々な取組を進めていますが、これは『誰一人取り残さない』社会の実現を目指したS D G s の理念と軌を一にするものです。

本計画の施策を着実に進めることにより、以下のS D G s の目標達成につなげてまいります。

目標1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

目標8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

目標9. 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

目標10. 各国内及び各国間の不平等を是正する

目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



4 推進する施策の体系



5 推進する施策と主な取組

1. 中小企業の創業の促進を図るための施策

(関係するSDGsの目標)



(1) 創業希望者の確保及び育成

【施策】①創業に関する意識の醸成

商工会議所・商工会、市町村、金融機関、専門家団体等で構成する地域中小企業支援協議会において、関係機関が連携し、創業セミナーの開催や創業相談会の実施など、創業希望者の創業に向けた具体的な検討が促進されるよう支援します。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会など地域中小企業支援協議会の構成機関による窓口相談や創業セミナーの開催等により、創業希望者が創業に向けた具体的な検討ができるよう支援します。

【施策】②地域における創業支援の促進

地域中小企業支援協議会において、地域の力を結集し、市町村が策定した創業支援等事業計画の実行支援など、地域の特徴や強みを活かし、地域に根付く創業支援の取組を促進します。

<主な取組>

- ・ 地域中小企業支援協議会において、市町村が策定した創業支援等事業計画の実行をそれぞれの地域の強みを活かし、支援します
- ・ 地域資源の活用や地域の課題解決をテーマとした「福岡よかここビジネスプランコンテスト」の開催を通じ、地域中小企業支援協議会を中心に地域ぐるみの創業支援を実施します。

【施策】③首都圏等からの県内創業者の発掘

移住創業の魅力のPR等により、首都圏等からの県内創業者を発掘します。

<主な取組>

- ・ 「福岡よかここビジネスプランコンテスト」において、ビジネスプランを県内外から広く募集し、専門家や地域の支援機関から創業の実現に向けたアドバイスや創業支援の情報提供などを行います。

- ・ 首都圏等から本県に移住し、一定期間地域協力活動を行う地域おこし協力隊員の任期満了後の県内起業等を促進するため、セミナーの開催等を実施します。

（２）創業者による事業計画策定の促進

【施策】事業計画の策定支援

支援機関による相談対応やセミナー等の開催などを通じて、創業計画の重要性について理解促進を図るとともに、その策定を支援します。

＜主な取組＞

- ・ 商工会議所、商工会など地域中小企業支援協議会の構成機関によるセミナーの開催等により、創業計画策定の重要性の理解促進を図ります。
- ・ 事業計画策定のノウハウを学ぶ講座や、創業に必要な知識を集中的に学べる創業塾等を通じ、創業計画の策定を支援します。
- ・ 福岡県ベンチャービジネス支援協議会による「福岡よかここビジネスプランコンテスト」を通じて、創業希望者のビジネスプランのブラッシュアップを行い、地域ぐるみで創業を支援します。

（３）創業に必要な資金の円滑な供給

【施策】資金調達の支援

福岡県中小企業振興資金融資制度等により、創業に必要な資金の調達を支援します。

＜主な取組＞

- ・ 福岡県中小企業振興資金融資制度の「新規創業資金」の拡充を図るなど、創業に必要な資金の円滑な調達を支援します。
- ・ 世界的スタートアップ支援機関である CIC との連携を強化し、県内スタートアップ等の成長を促進します。
- ・ スタートアップ企業の成長に必要な資金調達に特化した支援プログラムを実施します。
- ・ 九州・山口各県と経済団体が一体となって、将来性のあるスタートアップの資金調達、ビジネスマッチングを支援します。

(4) その他創業の促進を図るために必要な施策

<主な取組>

- ・ 高度経営人材バンクを活用し、県内スタートアップ、アトツギ・サッシンベンチャーの成長を支援します。
- ・ ベンチャー企業等のスタートアップの拠点として、インキュベーションルームや研究開発環境を提供するとともに、入居企業へのサポートを行います。
- ・ スタートアップ・ベンチャー企業等が開発した新商品の販路開拓を支援するため、「福岡県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」により、県内中小企業が独自に生産する新商品を認定し、PRします。
- ・ IPO⁵ に向けたビジネスモデル検討や準備の具体化を支援します。
- ・ 第一線で活躍する投資家や起業家を講師とした研修「福岡県スタートアップキャンプ」を実施し、ITベンチャーの急速なビジネス拡大を支援します。
- ・ 後継者が家業の経営資源を活用して新事業に挑戦するアトツギベンチャー、アトツギでなくとも第二創業など新分野に挑戦するサッシンベンチャーを創出・育成します。
- ・ 起業したい女性や創業から間もない女性に対し、オンラインの無料相談及び先輩起業家との交流の場を提供する「Bloom 福岡」において、女性の起業を支援します。

⁵ Initial Public Offering の略語で、未上場企業が株式を不特定多数の投資家が保有できるようにするために、新たに証券取引所に株式を上場させること。

【推進にあたっての指標】

地域に魅力的な雇用を創出する創業を促進するために、ビジネスアイデアを着実に事業化させる創業計画の策定支援、市場参入のための資金調達など地域ぐるみの支援が重要です。このため、本計画期間中の目標指標を次のとおり設定します。

指 標	当初値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
創業支援事業等を活用して創業した件数	1,521 件 (単年度 ⁶)	4,500 件 (3 年累計値 ⁷)
1 億円以上の資金調達を行った ベンチャー企業数	19 社 (単年)	48 社 (3 年累計値)

6 当該年度単体の数値。
7 複数年の数値の合計。

2. 中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策

(関係するSDGsの目標)



(1) 経営基盤強化に係る計画策定の促進

【施策】事業計画の策定支援

商工会議所、商工会等の支援機関や専門家による指導・相談対応、セミナーの開催等により、事業計画の重要性について理解促進を図るとともに、その策定を支援します。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談等により、中小企業者の経営改善や経営強化に向けて事業計画の重要性の理解促進を図るとともに、その策定を支援します。
- ・ 地域中小企業支援協議会が行うセミナー等により、事業計画の重要性の理解促進を図るとともに、構成機関が連携してその策定を支援します。

(2) 事業活動を担う人材の確保

【施策】①県内中小企業の魅力の発信と人材確保力の強化

企業情報の発信、職場見学等により、県内中小企業を具体的に知って体験できる機会を提供し、県内外にその魅力を広く周知するとともに、人手不足解消に向けて、企業の人材確保力の強化を図ります。

<主な取組>

- ・ 県内の高校生や大学生等を対象とした地元企業の見学会や座談会等を実施し、地元企業の魅力や福岡県で働くことの理解を深め、企業規模や知名度に捉われない職業選択の促進による地元定着を図ります。
- ・ 勤労観・職業観を育むべき中学生を対象に、県内中小企業がその仕事を直接PRする機会となる職場体験を実施します。
- ・ 進路選択期の中高生を対象にした技術系企業の職場見学会やワークショップ等を実施し、“テクノロジー分野に進みたい”人材を創出します。
- ・ ポータルサイト、SNS等を活用した中小企業の魅力発信や企業が行う職場見学会の開催支援等により、“県内技術系企業で働きたい”人材を創出します。

- ・ 関係団体・事業者等と連携して、県民、特に小学生、中学生、高校生や保護者、教員を対象に、介護の仕事に対する正しい理解の促進や魅力の発信に取り組みます。

【施策】②企業と人材のマッチング支援

若者、中高年、女性、障がいのある方に対して就職支援を行うとともに、企業説明会・面接会の開催等を通じて、県内中小企業と多様な人材のマッチングを支援します。

<主な取組>

- ・ 若者就職支援センター・中高年就職支援センターにおいて、ハローワーク・市町村等とも連携し、県内企業と求職者との出会いの場となる企業説明会・面接会を開催するなど、企業と人材のマッチングを支援します
- ・ 県内4か所に設置したママと女性の就業支援センターにおいて、子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対し、個別相談から就職支援情報や保育情報の提供、就職あっせんまで一貫して支援します。
- ・ 求職中の障がいのある方と事業所との出会いの場を提供するほか、雇用の検討・準備の段階から採用後の定着まで一貫した支援を実施します。
- ・ 福岡県生涯現役チャレンジセンターにおいて、「70歳まで働ける制度」の導入促進や高齢者向け求人の開拓、高齢者の方々が様々な就業機会を得られるよう、就業や社会参加の支援を行います。
- ・ 福祉人材センター及び地区福祉人材バンクとハローワークとの一層の連携を図り、福祉人材センターに介護の仕事に特化した人材開拓員と就職支援専門員を配置し、介護業界への就職の働きかけやきめ細やかな就職支援等を実施します。

【施策】③U I J ターン就職及び外国人材等の雇用の促進

U I J ターン就職支援協定締結大学において、県内企業の説明会や業界研究会を開催すること等により、県外から県内中小企業へのU I J ターン就職を促進するとともに、外国人材とのコミュニケーション支援費用の助成等を通じ、外国人材等の雇用を促進します。

<主な取組>

- ・ U I J ターン就職支援協定締結大学において、県内企業の説明会や業界研究会を開催するとともに、協定締結大学が実施する学生向けU I J ターン就職相談会や保護者向け相談会に若者就職支援センターのアドバイザーを派遣し、個別相談などの支援を行います。
- ・ 外国人介護人材を受け入れる介護サービス事業所において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援や外国人介護人材への学習支援等の取組を実施する場合、その費用に対して助成を行います。

【施策】④働きやすさ・働きがいと魅力ある職場づくりの推進

多様な人材が働きやすく、定着が促進されるよう、多様な働き方や従業員の健康づくりのための取組の促進等により、働きがい・働きやすさを実感できる魅力ある職場づくりを推進します。

<主な取組>

- ・ 中小企業雇用環境改善支援センターにおいて、中小企業で働く労働者の雇用環境の改善を支援し、中小企業における多様な人材の確保・定着・育成を推進します。
- ・ 「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」を通じ、魅力ある職場づくりを促進します。
- ・ 経済団体等との連携による女性の登用等に向けた企業等の取組支援や、県の競争入札参加資格審査の地域貢献活動評価項目に「女性の活躍推進」を設け、女性従業員の登用を進める事業所を支援するなど、女性が活躍しやすい職場づくりを進めます。
- ・ 「子育て応援宣言企業」や「介護応援宣言企業」登録制度を通じ、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを促進します。

- ・ がんの治療や介護と仕事の両立のため就労環境の整備を行った事業所への支援等を通じ、家族の介護や病気の治療を理由とした離職・転職者の減少を図ります。
- ・ 「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」や「福岡県働く世代をがんから守るがん対策サポート事業」への登録制度等を通じ、県内中小企業の健康づくりの取組を促進します。
- ・ 障がいのある人の雇用に対する企業の理解を深めるため、セミナー等を開催するとともに、テレワークを活用した障がい者雇用の促進を図ります。
- ・ 外国人材が安心して働き、その能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、企業向けの相談支援や講習会の実施など、中小企業における受入環境整備を支援します。
- ・ 介護事業者が行う労働環境改善や人材育成の取組を求職者等に分かりやすく示すため、働きやすい介護職場であることの認証を付与します。
- ・ 在宅医療・介護従事者の安全確保に係る取組を実施し、利用者への在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制の構築を図ります。
- ・ 関係団体・事業者等と連携して、経営者や管理者等のマネジメント能力の向上や雇用管理改善など、働きやすい職場づくりを支援します。

（３）事業活動を担う人材の育成

【施策】①ＤＸ人材の育成支援

現場技術者向けの実践的な講座を実施することにより、ＤＸの必要性の高まりに対応できる人材の育成を支援します。

<主な取組>

- ・ 設計・生産部門の現場技術者を対象とした講座を実施します。

【施策】②ものづくり中小企業の中核人材育成支援

工業技術センター等によるものづくりの基盤となる技術講座を開催し、質の高い技術、技能をもった技術者の育成を支援します。

<主な取組>

- ・ 工業技術センターや（公財）飯塚研究開発機構において、3次元設計等のデジタル技術活用講座や金型、めっき、生産・品質管理等のものづくりの基盤となる技術講座を開催し、ものづくり分野の中核人材を育成します。
- ・ 工業技術センターや産業支援機関において、質の高い技術、技能の習得を目指す技術者の育成を支援します。
- ・ 工業技術センターと福岡県酒造組合が共同で、数値管理等による付加価値の高い酒造りができる人材を育成します。

【施策】③産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進

IT分野における女性活躍を推進するため、出産や子育て等で離職した女性の就業を支援します。

<主な取組>

- ・ 出産や子育て等で離職した女性が、IT技術者として活躍できるよう、研修や就職支援等をパッケージ化して提供します。

【施策】④従業員等の技能向上支援

講習会等の開催や企業自らが行う職業訓練等を支援することにより、従業員の技能向上を促進します。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会等と連携し、経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修等を実施します。
- ・ 技能検定や認定職業訓練を通じて、企業が積極的に人材育成に取り組める環境を整備します。
- ・ 県内7か所の高等技術専門校や福岡障害者職業能力開発校において公共職業訓練を実施し、企業のニーズに応じた人材を育成します。

- ・ 将来のリーダーとなりうる女性人材の育成や、若手女性従業員のキャリアアップ意欲を高めるセミナー等を実施します。
- ・ 管理職層の女性人材を育成するため、階層別の女性人材育成研修を実施するとともに、経営層や人事担当者向けの研修を実施します。
- ・ 中小企業の省エネルギー対策や再生可能エネルギー等の導入・運用に関するセミナーの開催、アドバイザーの派遣等により必要な知識や技術の習得を支援します。
- ・ 多様化する住宅建設技術、法や制度の改正など、住宅関連事業者に求められる技術や知識を習得できる研修やセミナーを実施します。
- ・ 高圧ガスの新任技術者を対象に必要な技術や知識を伝承する講座の開催やベテラン保安技術者をアドバイザーとして事業所等に派遣し、技術者の育成を図ります。
- ・ 食品衛生管理の国際標準であるHACCP（ハサップ：危害要因分析重要管理点）の定着に向けて、食品衛生責任者実務講習会を行います。
- ・ 介護職員等が研修を受講する場合の代替職員を派遣することにより、研修機会の確保と資質の向上を図ります。
- ・ 課題解決型の研修を通じ、複数の小規模事業所の連携・協力体制を構築し、職員間の交流の促進や研修の共同開催など、小規模事業所の職員のキャリア向上のための環境整備を支援します。

（４）事業活動に必要な資金の円滑な供給

【施策】 資金調達の支援

福岡県中小企業融資制度等により、中小企業者の事業活動に必要な資金の調達を支援します。

<主な取組>

- ・ 福岡県中小企業振興資金融資制度の「長期経営安定資金」等により、中小企業者の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。
- ・ 中小企業者の公害防止施設、環境保全施設、省エネルギー対策、分散型エネルギーシステムの導入等に必要な資金の調達を融資により支援します。

(5) 情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進

【施策】①インターネット活用による販路開拓支援

限られた経営資源で効率的に販路を開拓するため、インターネットを活用したビジネスマッチングや通信販売を促進します。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会等におけるセミナーの開催等を通じて、ＥＣサイトやＳＮＳ等を活用したネット通販の導入や販売拡大等を支援します。
- ・ 中小企業振興センターにおいて、インターネットを活用した企業間取引を推進するとともに、ネット通販による販売を促進します。
- ・ 通販サイト内において、県産の加工食品、工芸品及び農林水産物等を販売する「福岡県ウェブ物産展」の実施を支援します。

【施策】②商談会等の活用による販路開拓支援

商談会や展示会の開催、大規模展示会への出展支援等により、中小企業の販路開拓を支援します。

<主な取組>

- ・ 県内中小企業が開発した特色ある商品の店舗販売や商談会等の出展を通じて、販路開拓を支援します。
- ・ バイオ、宇宙、半導体・デジタル、ＩＴ、医療福祉機器、水素、電動車等の成長産業において、県内企業が開発した製品の展示会出展等を支援し、販路開拓を促進します。
- ・ 風力発電に関する展示会への出展を支援することにより、風力発電産業への新規参入や販路拡大等を支援します。
- ・ 県内の自動車関連企業が新技術や新工法等をＰＲする商談会をカーメーカー本社等で開催し、取引拡大を支援します。
- ・ 展示会や商談会の開催、見本市への出展、新商品開発など、伝統的工芸品の産地組合等が行う販路開拓・需要開拓の取組を支援します。

- ・ 県内伝統工芸品の展示販売会の開催、伝統工芸品の施設への導入を支援することで、認知度向上、販路の拡大を図ります。
- ・ 首都圏に開設したアンテナレストランで伝統工芸品の展示を行うとともに福岡の食や伝統工芸品の魅力を発信するイベントの実施を通じて、販路の拡大、県内各地域のブランド力の向上を図ります。

【施策】③ビジネスマッチングの促進

企業ニーズのマッチング、受発注情報の提供による企業間取引等のビジネスマッチングの促進を図ります。

<主な取組>

- ・ 自動車産業アドバイザーによる県内企業とカーメーカー等とのマッチング支援や、CASE⁸プロモーター による県内企業と電子・電装系企業とのマッチング支援等を行います。
- ・ 中小企業振興センターを通じて、受発注情報の提供や取引のあっせん等を支援します。
- ・ 県内企業による水素関連メーカーへの技術提案等を支援することにより、水素・燃料電池分野におけるビジネスマッチングを促進します。
- ・ 航空機メーカー等に対して県内企業の技術力をPRするとともに、県内企業に対して航空機メーカー等の調達情報を提供することにより、航空機産業におけるビジネスマッチングを推進します。

⁸ Connected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化）の頭文字をとった造語。

（６）事業承継の円滑化の促進

【施策】円滑な事業承継等の実行支援

商工会議所、商工会、金融機関、専門家団体、行政などで構成する「福岡県事業承継支援ネットワーク」を核として、法務、税務、M&A等の事業承継に関する様々な相談に対応し、円滑な事業承継や廃業を支援します。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会、金融機関、専門家団体、行政等で構成する「福岡県事業承継支援ネットワーク」が個者に応じた事業承継計画の策定など事業承継の実行に必要な支援を行います。
- ・ 「福岡県事業承継支援ネットワーク」において、周知活動や専門家派遣により、事業承継税制の活用を促進します。
- ・ 商工会議所、商工会等において、事業承継・引継ぎ支援センターや弁護士、税理士等の専門家と連携し、事業承継や廃業が円滑に進むように支援します。
- ・ 事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、第三者への承継を希望する企業に対し、後継者人材の紹介やM&A⁹の支援等を行います。
- ・ 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づく知事の認定を受けた者に対し、福岡県中小企業振興資金融資制度の「緊急経済対策資金（事業承継支援型）」により、事業承継に必要な資金の円滑な調達を支援します。

（７）生産性の向上の促進

【施策】①生産性向上に係るノウハウ等の習得支援

収益力を向上させ、持続的な経営を行うためのノウハウの習得など、生産性向上の取組を支援します。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談、セミナーの開催等を通じて、中小企業の実産性向上を支援します。

⁹ 「Merger and Acquisition」の略で、企業の合併と買収の総称。

- ・ 事業者の課題に応じた専門家による伴走支援を通じて、中小企業の生産性向上を支援します。

【施策】②DX等による業務効率化支援

生産性アドバイザー派遣による業務プロセスのカイゼン・DX、設備導入費用の補助など、DX等による業務効率化を支援し、生産性向上を図ります。

<主な取組>

- ・ カイゼン・DXのため生産性アドバイザーが現場に出向き、企業診断、業務プロセスのカイゼン・DX、設備導入まで一貫した伴走型支援を実施します。
- ・ 中小企業振興センターにおいて、インターネットを活用したBtoB¹⁰やBtoC¹¹を支援します。
- ・ 観光産業に知見のある専門家の派遣等を行い、観光事業者の生産性向上及び新たな観光需要の取り込みによる収益性の向上を図ります。
- ・ 「福岡県介護DX支援センター」において、介護ロボット等のテクノロジー活用や、チームケアとその取組に必要な多様な人材の確保等、業務効率化の取組を支援します。
- ・ 介護現場の生産性向上、業務効率化を図るため、介護現場における介護テクノロジー機器（介護ロボットやICT）の導入を支援します。

【施策】③地域の特性を活かした付加価値等の向上支援

地域の特性を活かした取組やブランド化、にぎわいの創出等を通じて、地域に根差して事業活動を行う中小企業の商品やサービスの付加価値向上に取り組めます。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会と連携し、地域中小企業者の活性化の促進に資する特産品の開発等の取組を支援します。

10 「Business to Business」の略で、企業対企業の取引のこと。

11 「Business to Consumer」の略で、企業対消費者の取引のこと。

- ・ 地域の魅力を発信することでブランド力を高め、国内外からの観光客の誘致や県内各地への周遊促進等に取り組み、域内消費の拡大を図ります。
- ・ 地域における商品やサービスを提供する場である商店街の活性化を図るため、にぎわい創出の取組や商店街での消費を喚起する取組等を支援します。
- ・ 商工会議所、商工会と小規模企業者が広域的に連携して取り組む商品開発や販路開拓、PR活動等のプロジェクトを支援します。

（８）適正な価格転嫁の円滑化の推進

【施策】中小企業が価格転嫁しやすい環境づくり

中小企業が持続的な賃上げや生産性・付加価値の向上などの取組ができるよう、「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、関係団体と連携し、価格転嫁しやすい環境づくりに取り組みます。

＜主な取組＞

- ・ 国や商工会議所・商工会が設置する相談窓口の利用促進や、専門家による伴走支援、国が公表した労務費の指針や価格交渉に役立つツールの更なる周知を図るなど、中小企業の価格交渉力の向上を支援します。
- ・ 「パートナーシップ構築宣言」企業に対する県独自のインセンティブを付与することで、宣言企業の拡大に努めます。
- ・ 協定締結団体と連携し、広報活動や街頭啓発活動等に取り組み、適切な価格転嫁の機運醸成を図ります。
- ・ 官公需において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約変更等に、適切に取り組めます。

（９）その他経営基盤の強化の促進を図るために必要な施策

＜主な取組＞

- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談により金融、税務、労務、社会保険、経営・技術の改善等の経営全般にわたる支援を行います。
- ・ 商工会議所、商工会が推薦する意欲ある中小企業を、地域中小企業支援協議会が事業計画策定からその実行までを一貫して支援します。

- ・ 新たな事業や販路開拓に果敢に挑戦する中小企業を取組を、地域中小企業支援協議会が強力に支援します。
- ・ 中小企業団体中央会を通じて、経営資源を補完するための中小企業の連携・組織化を支援します。
- ・ 中小企業者が経営基盤の強化に取り組むため、工場団地やショッピングセンター等を共同で建設する事業等に対し、資金及び経営アドバイスの両面から（独）中小企業基盤整備機構と一体となって支援します。
- ・ 基準に適合したリサイクル製品を認定し、県が率先して調達する等、県内企業のリサイクル製品の普及啓発を行います。
- ・ 県内の企業等が開発した土木事業等における新技術・新工法を「福岡新技術・新工法ライブラリー」に登録し、ホームページ等での広報や県発注工事において積極的に活用することで、県内企業の開発意欲の向上や育成を図ります。
- ・ 「飲酒運転撲滅宣言企業・宣言の店」の登録制度や飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣等を通じて、従業員等への社内研修や業務上の飲酒運転防止対策を支援します。
- ・ 県内事業所の事業継続力を強化するため、商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集、サイバーセキュリティ等を定めた支援計画の策定を促進します。
- ・ 中小企業振興施策の周知に努め、施策の活用を促進します。
- ・ 新たなビジネス機会の創出や、企業の認知度・信用力の向上、人材の確保等に繋がるよう、県内企業のSDGsの取組を推進するため、取組実践度に応じた課題に対応する支援施策を充実・強化します。

【推進にあたっての指標】

県内の中小企業が経営環境の変化に的確に対応し、経営基盤の強化を図っていくためには、事業を担う人材の確保・育成や生産性向上、事業承継等を支援することが重要です。このため、本計画期間中の目標指標を次のとおり設定します。

指標	当初値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
若者就職支援センター就職率	76.7% (単年度)	80.0% (単年度)
高等技術専門校の就職率	88.2% (単年度)	91.0% (単年度)
成長分野における中核人材の育成人数	4,785 人 (単年度)	20,000 人 (3 年累計値)
経営指導員による事業承継の取組につなげる指導を行った事業者数	1,160 者 (単年度)	3,600 者 (3 年累計値)
県の支援によりカイゼン・D Xに取り組んだ中小企業数	107 社 (単年度)	375 社 (3 年累計値)
中小企業における D X の実践割合	23% (単年度)	45% (単年度)
重点支援企業のうち売上または経常利益が向上した企業の数	309 社 (単年度)	300 社 (単年度)
延べ宿泊者数（日本人）	1,609 万人泊 (単年)	1,772 万人泊 (単年)
延べ宿泊者数（外国人）	504 万人泊 (単年)	572 万人泊 (単年)

3. 中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策

(関係するSDGsの目標)



(1) 新たな事業展開に係る計画策定の促進

【施策】事業計画の策定支援

支援機関や専門家による指導・相談対応やセミナーの開催等により、新たな事業展開に係る事業計画の重要性の理解促進を図るとともに、その策定を支援します。

<主な取組>

- ・ 地域中小企業支援協議会の経営革新計画策定指導員が、商工会議所、商工会の経営指導員と連携し、実効性のある経営革新計画の策定から実行までをきめ細かく支援します。

(2) 新たな事業活動を担う人材の確保及び育成

【施策】①専門人材確保の支援

新たな事業活動を展開する上で必要な技術やノウハウを持つ人材の確保を支援します。

<主な取組>

- ・ 「福岡県プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じて、プロフェッショナル人材の活用意欲を喚起し、首都圏等から高度な専門性を身に付けた人材を呼び込み、新たな事業展開に必要な人材の確保を実現します。
- ・ 留学生と企業の人材マッチングサイト「Work in Kyushu」の活用により、中小企業のグローバル展開を支える人材の確保を支援します。
- ・ E P A¹²に基づく外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設が、候補者の日本語及び介護分野の専門的な知識に係る学習を支援する場合、その費用に対して助成を行います。
- ・ 介護サービス事業所が、将来介護職員として雇用しようとする留学生に対して行う奨学金等に対して助成を行います。

¹² 経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- ・ 「介護福祉士」の資格取得を目指す留学生を確保するため、国外において留学生候補者を選定し、県内の介護福祉士養成施設及び介護サービス事業所との円滑かつ適切なマッチングを行います。
- ・ 介護福祉士養成施設による将来介護現場を担う留学生に対する日本語学習等の課外授業等の実施を支援します。
- ・ 離職した介護福祉士等の届出制度や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業の活用を促進し、介護職としての一定の知識及び経験を有する者の復職・再就業を支援します。
- ・ 介護福祉士修学資金等貸付事業の活用を促進し、介護・福祉サービス等に従事する介護福祉士の養成・確保及び定着を図ります。

【施策】②成長産業を担う人材等の育成支援

新商品や新サービスの開発、成長産業分野への参入やグローバル展開など、中小企業の新たな事業活動を担う人材の育成を支援します。

<主な取組>

- ・ 県内企業の参入を促進するため、バイオや宇宙、半導体、デジタル、ＩＴ、水素、電動車等、成長産業の技術動向を踏まえた専門講座を実施し、成長産業の発展を支える人材を育成します。
- ・ ＩＴエンジニア不足を解消するため、人材育成・普及促進を行います。
- ・ 半導体産業の拠点化を促進するため、最新技術動向を踏まえた専門講座を提供します。
- ・ デジタル、グリーン等、成長分野における産業や企業のニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を目指します。

(3) 技術の高度化の促進

【施策】①研究機関等による技術支援

新技術・新製品の開発を促進するため、工業技術センター等の研究機関による技術支援を行い、中小企業の技術力の向上を図ります。

<主な取組>

- ・ 工業技術センターにおいて、技術相談や受託研究、設備機器使用等により中小企業の技術の高度化を支援します。
- ・ 工業技術センター機械電子研究所に設置した「デジタル化実証支援ラボ」において、デジタル化技術を活用して、県内ものづくり中小企業の製品開発を支援するとともに、ものづくり技術のデジタル化の促進を図ります。
- ・ 工業技術センター生物食品研究所に設置した「ふくおか食品開発支援センター」において、高付加価値食品の商品企画から開発、試作評価、製品化、生産までを一貫して支援します。
- ・ 工業技術センター化学繊維研究所に設置した「高分子材料開発支援ラボ」において、高分子材料（ゴム・プラスチック等）並びにフィラー（セラミック、繊維等）の前処理から配合、加工、評価までを一貫して支援します。
- ・ 工業技術センターインテリア研究所に設置した「家具試作・評価支援ラボ」において、家具の企画から試作、評価までを一貫して支援します。
- ・ 水素エネルギー製品研究試験センターにおいて、企業が開発した水素関連製品の試験を行い、製品化を支援します。
- ・ 社会システム実証センターにおいて試作開発機器を提供し、IoT製品の試作開発等に取り組む企業を支援します。
- ・ ものづくり中小企業の技術高度化支援機能の強化、工技センターの企業支援のすそ野拡大により、企業のさらなる技術力向上につなげます。

【施策】②産学官連携等による研究開発の支援

今後成長が見込まれる分野に関して、産学官連携等による新たな技術に対する研究開発を支援します。

<主な取組>

- ・ 地域大学と連携し、水素・アンモニア関連製品開発や実証試験を行う県内企業等に対して支援を行います。
- ・ 地域大学と連携し、バイオテクノロジー関連分野の研究開発を行うベンチャー企業等に対して研究開発の支援を行います。
- ・ 地域大学と連携し、機能性表示食品の開発を促進するため、相談から申請まで一貫した支援を行います。
- ・ 地域大学と連携し、食品分野において、機能性表示食品の開発案件を拡大するために一貫フォロー体制を構築し、研究開発の支援を行います。
- ・ 本県の強みとして成長した次世代創薬や機能性表示食品等のバイオ分野に関する産学官共同研究開発を推進します。
- ・ （公財）福岡県産業・科学技術振興財団において、産学共同研究開発のコーディネーターや国の研究資金活用、開発・評価機器の提供など、企業が行うロボットや半導体等の研究開発を支援します。
- ・ （公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を、産学官民の連携により推進します。

【施策】③知的財産の取得・活用支援

知的財産に関する相談や外国出願、特許を活用した新製品開発、知的財産実務者の育成など、中小企業の特許等の取得や活用を支援します。

<主な取組>

- ・ 知的財産支援センターにおいて、特許庁、日本弁理士会、発明協会等の知財関連機関・団体と連携し、知的財産に関する相談対応や普及・啓発を図るとともに、外国出願、大企業等の開放特許の活用、知財実務者の育成を支援します。

- ・ 工業技術センターが持つ特許等の知的財産について、企業の活用を促進し、付加価値の高い商品開発を支援します。

（４）新たな商品及び役務の開発の促進

【施策】①デザイン活用の促進

デザインを活用した付加価値の高い商品開発とデザイン性に優れた商品の販路開拓を推進します。

<主な取組>

- ・ 市場性を有し、デザイン性に優れたオリジナリティの高い商品の審査、表彰を行う「福岡デザインアワード」を開催し、受賞商品の販路拡大を支援します。
- ・ 専門家を交えたワークショップを開催し、中小企業のデザインを活用した商品開発を支援します。
- ・ 工業技術センターインテリア研究所において、付加価値の高い家具開発に向け、デザイン支援を行います

【施策】②異業種連携や６次産業化¹³の支援

企業間のマッチングや専門家による相談対応等により、農商工連携等の異業種連携や６次産業化を支援し、新たな付加価値をもった商品開発を促進します。

<主な取組>

- ・ 農商工連携や６次産業化の取組により開発された商品について、商談会等を通じた新たな販路開拓を支援します。
- ・ 商工会議所、商工会において、農商工連携や６次産業化の取組により、地域資源を活用した特産品の開発を支援します。
- ・ 商工会連合会において、地域資源を活用して開発された特色ある商品の店舗販売や商談会等の出展を通じて、販路開拓を支援します。

¹³ 農林漁業者等が生産だけでなく、加工や流通・販売まで一体的に取り組むことで所得を増大させること。

【施策】③新サービスや技術の事業化支援

新サービスの開発や提供方式の導入、新商品の開発や生産方式の導入など、中小企業の新たな取組を支援します。

＜主な取組＞

- ・ 工業技術センター生物食品研究所と福岡県酒造組合が独自に共同開発した吟醸酵母等の優良酵母を県内各蔵元に提供し、新商品開発を促進します。
- ・ 新たな事業展開に取り組む企業の販路開拓を支援するため、「福岡県新商品生産による新事業分野開拓者認定制度」により、経営革新計画承認企業が独自に開発した新商品を認定し、PRします。
- ・ ものづくり中小企業が取り組む新たな市場、新たな価値に対応した新技術・新製品の開発を支援します。

（５）アジアをはじめとする海外展開の促進

【施策】①海外展開に関する意識の醸成

セミナー開催等により、海外展開に関する意識の醸成を図ります。

＜主な取組＞

- ・ 海外展開セミナーを開催し、海外展開に必要なノウハウ等の習得を支援します。
- ・ 中小企業振興センターにおいて、海外ビジネスセミナーや相談会等を開催し、海外展開の重要性の理解促進を図ります。

【施策】②海外展開に係る情報の提供及び助言

個別相談やセミナー等により、現地情報の提供や商習慣等のアドバイスを行います。

＜主な取組＞

- ・ 個社毎のコンサルティングにより、海外展開を支援します。
- ・ 海外展開を図る県内企業からの相談に応じ、現地情報の提供や企業・関係機関・専門家の紹介等の支援を行います。

- ・ 県や福岡商工会議所、日本貿易振興機構（ジェトロ）福岡事務所など海外展開支援機関が連携し、海外展開を希望する企業からの相談にワンストップで対応します。

【施策】③海外企業との交流や商談の促進

海外企業と県内中小企業との商談会開催や情報交換等の促進により、海外展開を支援します。

<主な取組>

- ・ 商談会の開催を通じて、海外販路開拓を支援します。
- ・ 海外事務所において、現地展示会・商談会への出展支援や現地企業への県産品PR、県内中小企業の現地訪問時の支援等を行います。
- ・ 本県に拠点を構え、海外への事業展開を考えている企業等が有する環境技術をPRします。
- ・ 欧州の文化の中心であるフランス・パリにおいて伝統工芸品のテストマーケティングを実施し、本県の伝統工芸品の販路拡大につなげます。

（６）成長産業への参入促進

【施策】①成長産業への参入促進

情報交換やセミナー、専門家によるアドバイス等により、今後成長が見込まれる分野への参入を促進します。

<主な取組>

- ・ 水素・燃料電池分野への参入を促進するため、部品研究会の開催や、技術に詳しいアドバイザーによる情報提供・技術提案・メーカーとのマッチング支援等を行います。
- ・ 自動車産業分野への参入を促進するため、自動車産業アドバイザーによる助言やカーメーカーと連携した生産改善支援を行います。また、世界的な環境規制の強化に伴って普及が見込まれる電動車に関する部品研究会等を開催します。
- ・ 県内運輸部門での水素消費量を拡大するため、燃料電池トラックの導入や水素ステーションの整備・運営に対する支援を行います。

- ・ 医療福祉機器分野への参入を促進するため、専門家等によるアドバイスや医療福祉現場と企業のマッチング支援、法規制への対応支援、医工連携による機器開発の推進等を行います。
- ・ 有機EL分野への参入を促進するため、有機光エレクトロニクス実用化開発センター（i3-OPERA）において、産学官連携による実用化研究や製品の耐久性・特性の評価等を行うとともに、産業化研究会の開催や製品開発、販路開拓等の支援を行います。
- ・ 県内における新しい情報技術を生み出し活用できるIT産業の持続的な発展を図るため新製品・サービスを評価するコンテストの開催や製品開発支援を行います。
- ・ 県内IT産業を持続的に発展させる組織を運営し、ビジネスフォーラムを実施します。
- ・ 半導体・デバイス分野の拠点化を促進するため、新製品開発支援やビジネス展開支援を行います。
- ・ 宇宙ビジネス分野への参入を促進するため、ビジネスフォーラムや、新製品・サービス開発支援等を実施します。
- ・ バイオ分野への参入を促進するため、ビジネスフォーラムや新製品・サービス開発支援等を実施します。
- ・ 航空機産業への参入を促進するため、参入に必要な認証取得に係る支援や、参入を目指す企業グループによる研究会及び試作プロジェクトに対する支援、さらには展示会への出展支援等を行います。
- ・ 風力発電産業への参入を促進するため、風力発電に関するセミナーの開催、専門アドバイザーによる支援を行います。

【施策】②国際金融機能の誘致の推進

成長産業やスタートアップへ資金供給する海外ベンチャーキャピタル等の国際金融機能の誘致を推進し、県内のビジネス創出を支援します。

<主な取組>

- ・ 世界的スタートアップ支援機関である CIC との連携を強化し、県内スタートアップ等の成長を促進します。
- ・ 成長産業やスタートアップへの資金の出し手となる VC 等資産運用会社の誘致を強化します。

(7) その他新たな事業展開の促進を図るために必要な施策

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会が推薦する意欲ある中小企業を、地域中小企業支援協議会が事業計画策定からその実行までを一貫して支援します。
- ・ グリーンアジア国際戦略総合特区の対象事業に係る企業の設備投資を、国の法人税軽減措置や利子補給制度の活用により支援します。
- ・ グリーンアジア国際戦略総合特区の対象事業を実施する企業に部品や素材を供給する中小企業の設備投資を支援します。
- ・ 地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」に取り組む企業の設備投資を、県が事業計画を承認することにより支援します。
- ・ 産業廃棄物の減量化や資源の有効利用に資する先導的なリサイクル施設の整備を支援します。
- ・ 中小企業者の省エネルギー設備や分散型エネルギーシステムの導入等に必要な資金の調達を融資により支援します。
- ・ 福岡県立地企業振興会において、業種を超えた情報交換等を行い、円滑な企業活動を支援します。
- ・ 福岡県ものづくり中小企業推進会議において、技術・人材等の各支援機関の連携や企業間の交流を促進し、ものづくり企業の支援を行います。

- ・ 後継者が家業の経営資源を活用して新事業に挑戦するアトツギベンチャー、アトツギでなくとも第二創業など新分野に挑戦するサッシンベンチャーを創出・育成します。
- ・ 新たな事業や販路開拓に果敢に挑戦する取組を、地域中小企業支援協議会が強力に支援します。

【推進にあたっての指標】

県内の中小企業が新たな事業に挑戦し、事業展開を図っていくためには、将来を見据えた計画的な経営、技術や商品の開発、海外展開等を支援することが重要です。このため、本計画期間中の目標指標を次のとおり設定します。

指標	当初値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
経営革新計画策定企業のうち売上 または経常利益が向上した企業の数	333 社 (単年度)	600 社 (3 年累計値)
県の支援による成長産業における 新製品、新サービスの開発件数	46 件 (単年度)	120 件 (3 年累計値)
成長産業への新規参画企業数	187 社 (単年度)	300 社 (3 年累計値)
中小企業の海外展開成約件数	33 件 (単年度)	100 件 (3 年累計値)

4. 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策

(関係する SDG s の目標)



(1) 事業の持続的な発展に係る計画策定の促進

【施策】事業計画の策定支援

商工会議所、商工会等の支援機関や専門家による指導・相談対応、セミナーの開催等により、事業計画の重要性について小規模企業者の理解促進を図るとともに、その策定を支援します。

＜主な取組＞

- ・ 商工会議所、商工会において、地域課題への対応や効果的な支援実施を図るため、「経営発達支援計画」を策定し、中小企業・小規模企業者の経営戦略に踏み込んだ伴走型支援に取り組みます。
- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談等により、小規模企業者の事業の持続的な発展に向けて、事業計画の重要性について理解促進を図るとともに、その策定を支援します。
- ・ 地域中小企業支援協議会が行うセミナーの開催等により、事業計画の重要性について理解促進を図るとともに、構成機関が連携してその策定を支援します。
- ・ 商工会議所、商工会が推薦する意欲ある小規模企業者を、地域中小企業支援協議会が事業計画策定からその実行までを一貫して支援します。

(2) 生産性の向上の促進

【施策】①生産性向上に係るノウハウ等の習得支援

収益力を向上させ、持続的な経営を行うためのノウハウの習得など、小規模企業者の生産性向上の取組を促進します。

＜主な取組＞

- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談、セミナーの開催等を通じて、小規模企業者の生産性向上を支援します。

【施策】②DX等による業務効率化支援

生産性アドバイザー派遣による業務プロセスのカイゼン・DX化、設備導入費用の補助など、DX等による業務効率化を支援し、生産性向上を図ります。

<主な取組>

- ・ カイゼン・DXのため生産性アドバイザーが現場に出向き、企業診断、業務プロセスのカイゼン・DX、設備導入まで一貫した伴走型支援を実施します。
- ・ 中小企業振興センターにおいて、インターネットを活用したBtoBやBtoCを支援します。
- ・ 商工会議所、商工会において、デジタルを活用した地域活性化に向けた取組を支援します。
- ・ 観光産業に知見のある専門家の派遣等を行い、観光事業者の生産性向上及び新たな観光需要の取り込みによる収益性の向上を図ります。

【施策】③地域の特性を活かした付加価値等の向上支援

地域の特性を活かした取組やブランド化、にぎわいの創出等を通じて、地域に根差して事業活動を行う小規模企業者の商品やサービスの付加価値向上に取り組めます。

<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会と連携し、地域小規模企業者の活性化の促進に資する特産品の開発等の取組を支援します。
- ・ 地域の魅力を発信することでブランド力を高め、国内外からの観光客の誘致や県内各地への周遊促進等に取り組み、域内消費の拡大を図ります。
- ・ 地域における商品やサービスを提供する場である商店街の活性化を図るため、にぎわい創出の取組や商店街での消費を喚起する取組等を支援します。
- ・ 商工会議所、商工会と小規模企業者が広域的に連携して取り組む商品開発や販路開拓、PR活動等のプロジェクトを支援します。

(3) 事業活動に必要な資金の円滑な供給

【施策】 資金調達の支援

福岡県中小企業融資制度等により、小規模企業者の事業活動に必要な資金の調達を支援します。

<主な取組>

- ・ 福岡県中小企業振興資金融資制度の「小規模事業者振興資金」等により、小規模企業者の事業活動に必要な資金の円滑な調達を支援します。
- ・ 公害防止施設、環境保全施設、省エネルギー対策、分散型エネルギーシステムの導入等に必要な資金の調達を融資により支援します。

(4) その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策

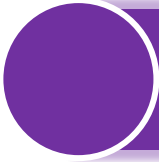
<主な取組>

- ・ 商工会議所、商工会の経営指導員等による巡回指導や窓口相談により、金融、税務、労務、社会保険、経営・技術の改善など経営全般の支援を行います。
- ・ 中小企業団体中央会において、小規模企業者が経営資源を補完するための連携・組織化を支援します。
- ・ 県内事業所の事業継続力を強化するため、商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する、防災意識の向上活動、事業継続計画（BCP）の作成支援、災害発生時の情報収集、サイバーセキュリティ等を定めた支援計画の策定を促進します。
- ・ 中小企業振興施策の周知に努め、施策の活用を促進します。
- ・ 新たな事業や販路開拓に果敢に挑戦する取組を、地域中小企業支援協議会が強力に支援します。
- ・ 若者就職支援センター・中高年就職支援センターにおいて、ハローワーク・市町村等とも連携し、県内企業と求職者との出会いの場となる企業説明会・面接会を開催するなど、企業と人材のマッチングを支援します。

【推進にあたっての指標】

県内の小規模企業者が事業の持続的な発展を図っていくためには、地域や企業の実情に応じ、きめ細かく支援することが重要です。このため、本計画期間中の目標指標を次のとおり設定します。

指標	当初値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 9 年度)
商工会議所、商工会の経営指導員による 巡回・窓口指導による経営改善等指導件数	220,334 件 (単年度)	198,000 件 (単年度)
県の支援によりカイゼン・DX に 取り組んだ小規模企業者数	51 社 (単年度)	90 社 (3 年累計値)
重点支援企業である小規模企業者のうち 売上または経常利益が向上した企業の数	266 社 (単年度)	250 社 (単年度)



第5 計画の実効性の確保

基本計画を実効あるものとして推進していくため、毎年、県内中小企業の動向、計画に基づいて実施する施策の実施状況及び施策の効果について、福岡県中小企業対策審議会や関係団体等の意見を聴いて、検証し、公表します。その検証結果を踏まえ、施策の見直しを図ることで計画の実効性を確保します。

【参考資料】福岡県中小企業振興条例

平成27年10月16日

福岡県条例第45号

福岡県の中小企業は、多様な分野で特色ある事業活動を行い、県民に多くの就業の機会を提供するなど、本県経済において重要な役割を担っている。

また、小規模企業は、地域に根差し、地域の需要に対応した商品や役務の提供等を通じ、地域社会の担い手となっている。

しかしながら、経済のグローバル化や情報化の進展等による企業間競争の激化、人口減少や高齢化の進展等による市場規模の縮小など、本県の中小企業は厳しい経営環境に直面している。

このような中、地域の活性化に向けて、中小企業の多様で活力ある成長発展を図っていくためには、中小企業者の自主的な取組を基本としつつ、中小企業に関係する全ての者が連携、協力し、社会全体で中小企業を育て、支援していく必要がある。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- 四 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であって県内に事務所等を有するもの及び福岡県信用保証協会をいう。

五 大学等及び研究機関 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であって、県内に事務所等を有するものをいう。

六 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所等を有するものをいう。

（基本理念）

第三条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- 二 県、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関並びに県民が相互に連携し、協力することにより推進されること。
- 三 多様な産業の集積、豊富な人材、高品質な農林水産物その他の本県の有する特性が活かされること。
- 四 小規模企業の振興については、その事業の持続的な発展が図られるよう十分な配慮がなされること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、中小企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、中小企業支援団体、金融機関等、大学等及び研究機関、大企業者、市町村その他の関係機関と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

（中小企業者の努力）

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域における雇用の機会の創出に努めるとともに、その事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努めるものとする。

（中小企業支援団体の役割）

第六条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組を積極的に支援するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上に協力するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大学等及び研究機関の役割）

第八条 大学等及び研究機関は、基本理念にのっとり、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第九条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業の振興に配慮するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第十条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性を活かして、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の理解と協力）

第十一条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本的施策）

第十二条 県は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- 一 中小企業の創業の促進を図るための施策
 - イ 創業希望者の確保及び育成
 - ロ 創業者による事業計画策定の促進
 - ハ 創業に必要な資金の円滑な供給
- 二 その他中小企業の創業の促進を図るために必要な施策
- 二 中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るための施策
 - イ 中小企業者による経営基盤の強化に係る計画策定の促進
 - ロ 中小企業者の事業活動を担う人材の確保及び育成
 - ハ 事業活動に必要な資金の円滑な供給
 - ニ 情報通信技術、商談会等を活用した販路開拓の促進
 - ホ 事業承継の円滑化の促進
 - ヘ その他中小企業者の経営基盤の強化の促進を図るために必要な施策
- 三 中小企業者の新たな事業展開の促進を図るための施策
 - イ 中小企業者による新たな事業展開に係る計画策定の促進
 - ロ 中小企業者の新たな事業活動を担う人材の確保及び育成
 - ハ 中小企業者の技術の高度化の促進
 - ニ 新たな商品及び役務の開発の促進

- ホ アジアをはじめとする海外展開の促進
 - ヘ その他中小企業者の新たな事業展開の促進を図るために必要な施策
- 四 小規模企業者の事業の持続的な発展を図るための施策
- イ 小規模企業者による事業の持続的な発展に係る計画策定の促進
 - ロ 小規模企業者の生産性の向上の促進
 - ハ その他小規模企業者の事業の持続的な発展を図るために必要な施策
- 2 県は、前項に掲げる施策を効果的に推進するため、地域において支援体制を整備し、中小企業支援団体、金融機関等、市町村その他の関係機関と緊密に連携して支援を行うものとする。

(基本計画の策定)

- 第十三条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ福岡県中小企業対策審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 4 知事は、中小企業をめぐる情勢の変化等を勘案し、おおむね三年ごとに基本計画を見直すものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、基本計画の見直しについて準用する。

(施策の実施状況等の公表)

- 第十四条 知事は、毎年、中小企業の動向及び中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



福岡県

第4次福岡県中小企業振興基本計画

発行日／令和7年3月

編集／福岡県商工部商工政策課

福岡県 商工部 商工政策課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3434 FAX 092-643-3417

E-mail : shosei@pref.fukuoka.lg.jp

令和7年3月発行
福岡県商工部商工政策課

福岡県行政資料

分類記号 QD	所属コード 0602005
登録年度 6	登録番号 0004